

平成31年加美町議会第1回定例会会議録第3号

平成31年3月7日(木曜日)

出席議員(18名)

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂忠幸君	4番	三浦進君
5番	高橋聡輔君	6番	伊藤由子君
7番	木村哲夫君	8番	三浦英典君
9番	沼田雄哉君	10番	一條寛君
11番	工藤清悦君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	下山孝雄君	16番	米木正二君
17番	三浦又英君	18番	早坂伊佐雄君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	工藤義則君
協働のまちづくり推進課長	三浦勝浩君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	佐藤和枝君
特別徴収対策室長	浅野仁君
農林課長	長沼哲君
農業振興対策室長	嶋津寿則君
森林整備対策室長	猪股繁君

商工観光課長 兼ひと・しごと支援室長	岩崎行輝君
建設課長	三浦守男君
保健福祉課長	内海悟君
子育て支援室長	佐藤法子君
地域包括支援センター所長	千葉桂子君
上下水道課長	大場利之君
小野田支所長	岡崎秀俊君
宮崎支所長	今野仁一君
総務課長補佐	伊藤一衛君
企画財政課長補佐	佐々木実君
危機管理室長補佐	塩田雅史君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長	遠藤肇君
体育振興室長	上野一典君
農業委員会事務局長	太田浩二君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

次長	内海茂君
主幹兼総務係長	内出由紀子君
主幹兼議事調査係長	後藤崇史君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 4 議案第 3 号 加美町課設置条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 号 加美町個人情報保護条例の一部改正について

- 第 6 議案第 5 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 号 加美町心身障害児就学指導審議会条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 号 加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 8 号 加美町児童厚生施設条例の一部改正について
- 第 10 議案第 9 号 加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 11 議案第 10 号 加美町介護保険条例の一部改正について
- 第 12 議案第 11 号 加美町営住宅条例の一部改正について
- 第 13 議案第 12 号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理について
- 第 14 議案第 13 号 加美町公民館条例等の一部改正について
- 第 15 議案第 14 号 加美町菓業農産研修施設条例及び加美町農林産物直売施設条例の一部改正について
- 第 16 議案第 15 号 加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正について
- 第 17 議案第 16 号 加美町寒風沢地区地域振興基金条例の廃止について
- 第 18 議案第 17 号 新町建設計画の変更について
- 第 19 議案第 18 号 町道路線の認定について
- 第 20 議案第 19 号 字の区域を新たに画することについて
- 第 21 議案第 20 号 大崎地域広域行政事務組合理約の変更について
- 第 22 議案第 21 号 平成 30 年度加美町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 23 議案第 22 号 平成 30 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 24 議案第 23 号 平成 30 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 25 議案第 24 号 平成 30 年度加美町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 26 議案第 25 号 平成 30 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 27 議案第 26 号 平成 30 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 28 議案第 27 号 平成 30 年度加美町霊園事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 29 議案第 28 号 平成 30 年度加美町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 第 30 議案第 29 号 平成 30 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 3 号)
 - 第 31 議案第 30 号 平成 30 年度加美町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
 - 第 32 議案第 31 号 平成 31 年度加美町一般会計予算
 - 第 33 議案第 32 号 平成 31 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
 - 第 34 議案第 33 号 平成 31 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 35 議案第 34 号 平成 31 年度加美町介護保険特別会計予算
 - 第 36 議案第 35 号 平成 31 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
 - 第 37 議案第 36 号 平成 31 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
 - 第 38 議案第 37 号 平成 31 年度加美町霊園事業特別会計予算
 - 第 39 議案第 38 号 平成 31 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
 - 第 40 議案第 39 号 平成 31 年度加美町下水道事業特別会計予算
 - 第 41 議案第 40 号 平成 31 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
 - 第 42 議案第 41 号 平成 31 年度加美町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 42 まで

午前10時08分 開議

○議長（早坂伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、17番三浦又英君、1番味上庄一郎君を指名いたします。

教育総務課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） おはようございます。教育総務課長でございます。

昨日の下山議員からの一般質問の中で町独自の学力調査のことについてご質問ございましたが、一部答弁漏れございましたので答弁させていただきたいと思っております。

現在行っております町独自の学力調査でございますが、約10年ほど前から実施をしているという状況でございます。本町で実施している調査につきましては、テスト問題は教科書会社である東京書籍のものを使用させていただいております。現在、全国約1,700の自治体の中で800ぐらいの自治体で各自独自の学力調査を実施しているという状況のようでございます。その実施自治体のうち424自治体が東京書籍のものを使用していると。生徒数で見ますと560万人ということで全体の6割ぐらいが本町と同じテストを受けているという状況でございますので、全国平均と比較するに至っては適切な状況になっているのかなというふうに考えてございます。

以上、昨日の答弁漏れでございました。

○議長（早坂伊佐雄君） よろしいですか。

日程第2 一般質問

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告10番、7番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔7番 木村哲夫君 登壇〕

○7番（木村哲夫君） 議会も3日目となりました。一般質問の最後ということで町長もお疲れだと思いますが、よろしくお願いします。

加美町議会は、この議会の初日に表彰があったように全国議長会のほうから議会活性化による全国表彰をいただきました。それに恥じないような議会にしたいと思います。また、タブレットを導入したということで、本日の資料はタブレットを皆様のほうにデータ、資料を飛ばしてやってみたいという試みも含めての一般質問となります。また、通告の数が多岐にわたっておりましてので、町長、教育長におかれましてはできるだけ簡単に、早坂議員、味上議員とかぶるところもありますので、できれば簡潔にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

初めに、通告どおり1件質問いたします。

猪股町政2期8年間の検証について伺います。初当選の平成23年9月と2期目の平成27年9月の所信表明をもとに、以下の点について伺います。

まず、平成23年の所信表明により、①美しいまちなみづくり100年運動というものがありません。現状はどのようになっているか。

2つ目、新庁舎を地元木材・業者で建設し、当初予定されていた庁舎建設費を極力抑え、余剰分で29人以下の特養老人ホームや介護サービスつき町営住宅の建設、障がい者のグループホーム設置の検討とありますが、その状況について伺います。

3点目、売電収入を活用して段階的に高校3年生までの医療費無料化を実現、実際無料化にはなっておりますが、その財源について伺います。

4つ目、人材育成支援センターの設置を考えているとあります。この状況について。

5つ目、三極自立という言葉がありました。現在の考え方について。

6点目、にぎわいのある商店街づくりのための委員会を立ち上げ、魅力ある商店街づくりについて検討、この現状について。

7点目、町民との協働を推し進め、さらなる財政の健全運営に努めるとありますが、その状況について。

8点目、企業誘致担当部署の設置が必要とあり、現在設置されておりますが、その効果・実績について。

大きく2つ目、平成27年の所信表明より、①里山経済の確立では、イカノエ戦略に取り組むとのことでしたが、以下の点について伺います。

移住・定住の促進の状況は。また、若い世帯の移住には小中学校の教育環境等も重要と考え

ておりますが、町長と教育長に伺います。

次に、観光の振興の状況、また葉菜地区へのモンベルショップの誘致、観光まちづくり協会の商品企画・販売促進とありますが、その状況について。

続いて、農家所得の向上では、薬用植物栽培を米、畜産に次ぐ柱にとありますが、その状況と今後について。

②持続可能なまちづくりを目指すため、政策アドバイザーを委嘱や多額委託料を使って調査・研究などを行っておりますが、その効果と活用について。

最後、善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまちをつくってまいりたいと考えています。町民の幸せを第一に、持続可能なまちづくりの新たなモデルを全国に発信していく気概と誇りをもって取り組んでまいります。議会の皆様とは同じ目標を目指し、ともに歩んでまいりたいと考えておりますと結んでおりますが、現在町長と議会の関係について、どのように感じておられるか。

以上、お願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

大分、7年半にわたるご質問であります。大分多岐にわたりますが、できるだけ簡潔に答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、議会活性化に取り組んでおります議会の皆様方に改めて経緯を表したいと思っております。

また、平成23年の所信表明から7年半以上過ぎておりますので、情勢の変化もあるということもご理解の上でお聞きいただければというふうに思っております。

まず、美しいまちなみづくり100年運動であります。これは一つの理念でございますが、平成24年度から取り組みを始めました。平成26年度に加美町協働の景観まちづくりプランを策定しております。策定に当たって調査を行う中で、加美町の美しい景観をつくり、支えているのはその地域であって、そこで生活を営む人々であるとの考えに至り、町並みや風景だけでなく、それを支える人々の営みも含めたまちづくりをプランに取り入れた内容となっております。

プランでは、なりわい、暮らし、自然、担い手の4つのテーマに対してそれぞれ目標を設定し、各地区における取り組みの方針を定め、さらに目標達成までのシナリオを示しております。この加美町協働の景観まちづくりプランは加美町まちづくり基本条例とともに現在行っ

ているまちづくりの実施と捉え、地域力向上支援事業、現在旭地区で設立に向けて取り組んでいる事業であります。市民活動支援事業などを行う上での基本としているところでございます。平成23年度に行った所信表明では、豊富な森林資源の有効活用の中で美しいまちなみづくり100年運動の推進について申し上げましたけれども、実際平成27年に完成した町薬菜原放牧場の肉用牛舎については、町内木材も使用し、木造トラス構造を採用しております。また、平成29年にオープンした、みやざきどどんこ館につきましては、建物自体が地元産材陸を6割使用した木のぬくもりが感じられる施設として整備されています。床板は前も話したように100年以上たった古民家の材を使用させていただいております。加美町協働の景観まちづくりプランで提唱されている里山暮らしの魅力をPRし、地域内外、多世代の皆さんの交流を育む拠点などの機能にも反映されておるところでございます。

また、平成29年には加美町水田農業が世界農業遺産に認定されておりますので、この農村の景観ということの保全ということもますます重要になってくるだろうと思っております。

なお、調査に加わった早稲田の学生さんたちがおっしゃったことは最も感動したのは田んぼであると、人の手がきちっと入っているということに非常に感動したというお話をしておりましたので、こういった農村の風景、水田農業、こういったことを守っていくということもこの100年運動につながっていくものというふうに信じております。

私たちは先人が守り、そして育てられた美しい加美町の景観を、そしてそれを支えるなりわい、暮らし、自然、そういったものを含めてきちっと後世に伝える義務があると考えておりますので、これからも住民、そして行政の協働による景観まちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

2点目の庁舎の件、それから福祉施設等々の件でございます。

まずは、特養老人ホームについて申し上げます。地域密着型の特養老人ホームの整備については、平成23年度当時211人の入居者、入居待機者がおりまして、アンケート結果からも施設整備を望む声が多かったことから検討を行うこととしたものであります。

しかし、その後、平成25年に色麻町及び大衡村にそれぞれ100床規模の特別養護老人ホームが開設されました。また、昨年8月には町内の特養老人ホームにおいて、短期入所の10床が長期入所に転用されたことにより一定程度待機者数の増加抑制が図られたところでございます。

このような状況を踏まえて、町内に新たな特別養護老人ホームを開設することは介護保険料の上昇にもつながることから現在は今の状況を見ながら検討してまいりたい、将来に向けて

検討してまいりたいというふうな状況でございます。

介護サービスつき町営住宅につきましては、平成25年の町議会第1回定例会において木村議員から一般質問をいただき、町としても所得の低い方でも入居が可能な高齢者向け住宅としてシルバーハウジングの整備を進めたいという答弁をさせていただいたところであります。

その後、平成26年度に小野田地区に8戸、平成29年度に宮崎地区に4戸のシルバーハウジングを整備したところであります。中新田地区については、今後検討、整備について検討してまいりたいと考えております。

障がい者のグループホームについてでありますけれども、現在町内には設置しておりません。法人等にも働きかけたところでありますけれども、現在のところまだ設置していない状況でございます。近隣の大崎市及び遠田郡において社会福祉協議会や社会福祉法人、病院など9事業所が指定を受け、運営しております。本町からは26の方が利用しております。

町内のグループホーム整備については、町の第5期障害福祉計画においてサービスを提供していただく事業所の参入を促すこととしており、事業者との協議等も行ってきたところですが、運営方法や支援体制の構築、さらには昨今の人手不足等もあって、現在では見通しが立っていないところでございます。障がい者の生活を地域全体で支える地域づくりは今後ますます重要となってまいりますので、引き続き取り組みを継続してまいりたいと考えております。

売電収入を活用して段階的に高校3年まで医療費無料化を実現するという点でございます。加美町地域エネルギービジョンを見直し、学校跡地や公共施設への太陽光発電や木質バイオマスの導入を図りながら得られる売電収入を活用し、段階的に高校3年生までの医療費無料化を実現していきたいと所信を述べさせていただいたのは事実でございます。

それを受けて旧上多田川小学校の跡地に太陽光発電を設置するための調査を行ったわけでありまして、なかなか町主体での事業というものが困難であるという判断に立ってNPO等の参入を促し、ファンド募集、一般町民から募るというふうな形で太陽光発電をあそこに設置をしているところでございます。現在年間50万円の土地代をいただいているところでございます。

この加美町における中学生、16歳から18歳までの医療費無料化につきましては、当時消費税が5%から8%に値上がりしたことに伴う地方消費税増加分を子育て支援に主に、主に子育て支援に充てましょうということで、その財源を活用して16歳から18歳までの医療費無料化に踏み切ったところでございます。大衡村に次いで2番目に実施をしております。町の支出

は一部助成金はありますけれども、平成29年実績で1,540万円となっております。一般財源を充当してる状況でございます。

なお、昨年4月に新電力会社かみでん里山公社を設立しまして、現在56の公共施設に電気を供給しておりますが、ことし1月現在で約500万円の削減が図られているほか、純利益も出る、当初予定どおり純利益も出る見込みでありますので、これは全額町に寄附をし、そして町民に還元をしていくということにしておりますので、その1,540万円、これが丸々このかみでん里山公社の電気料削減あるいは決算剰余金で賄われるという状況ではありませんけれども、そういった理念的なものについては、一步一步近づいているものというふうに考えております。

次に、人材育成支援センターの設置についてでございます。ボランティア、NPOなどのさまざまなまちづくり団体、活動団体の人材育成を行い、活動をサポートする機関は町民との協働によるまちづくりを進める上で必要なものと考えております。町は協働のまちづくりの指針として町民、町、議会、それぞれの役割や協力をしてまちづくりを進める仕組みなどを定めた加美町まちづくり基本条例を平成27年度に策定いたしました。それに基づき、町民の地域活動及び市民活動を尊重し、適切な支援を行うという町の役割を果たすべく、現在、地域活動については地域力向上支援事業、市民活動については町民提案型まちづくり事業等を通してまちづくりの実践者を育成しつつ、支援を行っているところです。

今後につきましては、相談業務、情報提供、発信業務、講座の実施などまちづくり団体等の活動をサポートする市民活動支援センターの設立に向け情報収集や講座の開設などを行いながら、本町に合った制度の検討や業務を担う人材の発掘育成などに取り組んでいきたいと考えております。

三極自立の考え方についてでございます。中新田、小野田、宮崎の3つの地区にはそれぞれすばらしい歴史、文化、そして人々が暮らしております。こういった歴史、文化あるいは風土、そういった魅力あるもの、資源を活用して安心して住み続けることができる地域づくりを進めてきているところでございます。中新田地区におきましては音楽、そして小野田地区については薬業を中心としたアウトドア、あるいは宮崎につきましては食、そしてスポーツ、こういったことを中心に伝統文化も織りませながら、あるいは食というものを織りませながら取り組んできているところでございます。基本的に、この考え方には変わりはありません。今後もそれぞれの地域における特性を生かしながら皆様方の要望を踏まえて推進してまいりたいというふうに考えております。

さらに、現在は一步踏み込んで、この地域の自立を進めていくために小学校区単位における地域運営組織を設立し、住民自治というものを進めているところでございます。住民みずからが地域の将来などについて考え、話し合う機会を提供するなど自主・自立の地域づくりを推進し、町も側面から支援をしてまいりたいというふうに考えております。

にぎわいのある商店街づくりのための委員会の立ち上げ、そして魅力ある商店街づくりについての検討の現状はというご質問であります。中新田、小野田、宮崎各地区商店街の活性化を図るため魅力とにぎわいのある商店街の取り組みを検討し、実践することを目的に平成27年6月に第1期3地区の商店街にぎわいづくり委員会を立ち上げました。委員会には商工会会員、公募による委員、商工会職員に委嘱し、商店街の現状や課題について意見を交換し、宮城大学などの協力をいただきながら各商店街のにぎわいづくりに取り組んでいただいております。いただきました。

その後、平成26年度に第2期、平成27年度に第3期のにぎわいづくり委員会を設置し、商店街の将来に向けた検討や観光マップの作成などにぎわいづくりの活動の幅を広げてきました。平成28年度からは各地域の独自性を生かした活動を展開するため町が委員の委嘱をするのではなく、これまでの委員が核となり趣旨に賛同する方々で各地区の商店街にぎわいづくり委員会を組織し、SNSを活用した情報発信や特色あるにぎわいづくりの活動を行っていただいております。

中新田地区につきましては、皆さんの活動の拠点の整備、ぼのぼの庵ですかね、ぼのぼの庵を設置をしたり、また皆さん方独自に浴衣を着て町歩きをしたりと、そんな活動、それから中新田高校の皆さん方と一緒にマップづくりをしたりと、そういった活動を積極的に行っていただいております。感謝をしているところでございます。また、商工会事業にも積極的に参加をしていただいております。町としましても、活性化のための補助金を交付し、これまでと同様に商工観光課、小野田・宮崎支所の担当職員が事務局として組織をサポートしてまいりたいと考えております。

先ほど中新田地区だけのご紹介をしましたがけれども、小野田地区ではB級グルメの開発とか地元小学校の協力をいただきながら小野田のゆるキャラの募集を行ったりとか、そういったことも行っておりますし、宮崎につきましては、観光マップの作成や地元親子と連携したハロウィンイベントなどを通じた商店街の活性化にも取り組んでいただいております。

町民との協働を進め、さらなる財政の健全運営に努めるとあるが、その状況はというご質問

であります。私が就任した平成23年度当時は公債費適正化への取り組みの成果があらわれ、実質公債費比率が13.5%とピーク時に比べますと減少しておりましたが、将来、交付税が一本算定に移行し、一般財源が減少することを考慮しますと公債費の適正化を含めさらなる健全化が必要という認識のもと、表明を、所信を述べさせていただいたところでございます。

行政改革の成果によりまして就任当時、平成23年度の数值と直近平成29年度の決算を比較しますと、実質公債費比率は13.5%から7.6%へ、将来負担比率は95.3%から47.2%へ改善し、一般会計の地方債現在高については178億8,000万円から140億4,000万円へと減少をしているところでございます。38億円ほど減少しているということでございます。

一方で、経常収支比率は86.6%から91.4%へ上昇しており、財政の硬直化が進んでおります。硬直化の要因の大きなものが全国的な問題でもありますけれども、公共施設、インフラの管理コストの問題でございます。これに関しましては、公共施設等総合管理計画に基づく個別計画におきまして修繕・更新の方向性を検討しているところでございます。それによって進めてまいりたいというふうに思っております。

企業誘致担当部署の設置とその効果、実績についてはというご質問でありました。平成27年4月から移住・定住に関する事業もあわせて推進するひと・しごと支援室として人口減少、失礼いたしました。平成23年の10月新規企業の誘致に努めるとともに町内企業を支援し、良好な関係を築くことにより地域経済の発展と雇用創出を図ることを目的に企業立地推進室を新設いたしました。

平成27年4月からは移住・定住に関する事業もあわせて推進するひと・しごと支援室として人口減少、少子高齢化に歯どめをかけるため、住まいから仕事に至るまでをワンストップで支援できる体制をつくり、地域経済の活性化に向けた取り組みを推進してまいりました。これまで平成24年7月操業のSRGTakamiya、こちらは仮設機材製造・レンタルの会社であります。平成25年3月操業のポラテック東北、こちらは住宅用の木材プレカット工場の立地を支援させていただきました。このことによって雇用面においても継続的に地元雇用、高校生及び町民を採用していただいております。現在町が誘致企業と位置づけている企業は36社、38事業所がありますけれども、あわせて昨年4月1日現在で3,000人を超える雇用、そのうち1,300人は町民を雇用していただいております。

町としましては、これまで以上に地域経済の発展を促し、雇用創出を図っていくためにも現在操業している町内企業の支援育成がまずは不可欠だと考えております。株式会社たかかつ

は、木伏工業団地にプレカット工場に続いて平成28年5月には雁原工業団地に製材工場を操業しております。株式会社小林機械は、昨年3月に雁原工業団地に宮城事業所敷地内に新工場を増設しております。また、アスカカンパニー株式会社は孫沢工業団地の東北工場に次いで昨年11月に雁原工業団地内に夜間無人生産が可能な工場に加え、技術講習や業界全体の生産性向上を目指した交流機能を有したナレッジパークを竣工いたしました。また、昨年12月には即席漬け物等を製造しておりますピクルスコーポレーション宮城ファクトリーにおいて同工場の増床工事をしております。

このように町内企業が工場を増設するなどの案件が数多く見られてきております。町がそのための操業に至るまでのさまざまな支援を行ってきているということでございます。それを通して雇用の創出と地域経済の進展に努めてこれからもまいりたいというふうに考えております。

あわせて、町内企業同士のマッチングということにも取り組んでおります。今後は県外企業とのマッチングを仲介することでこれら県外企業が町内あるいは宮城県内に進出する際、永続的なビジネスコラボレーションにつながるよう支援していくことも非常に重要であると考え、現在取り組みを始めているところでございます。このように担当部署が設置されたことによってさまざまな実績が上がってきているところでございます。

また、ひと・しごと支援室では企業支援、雇用対策も行っているところでございまして、ハローワーク等との連携を強化しながら取り組んでいるところでございます。平成23年度からことし1月までの間に加美町無料職業紹介所の取り組みで333人が再就職し、若年者の雇用創出と定住促進を図る新規学卒者雇用奨励金事業では町内事業所30社で173人が雇用され、町民の雇用創出と地域事業所の雇用拡大につながっております。今後とも地域経済の発展と地域雇用の拡大に向け地元企業の育成支援、新たな企業の誘致、ビジネスコラボレーションの促進、新たな産業と雇用の創出に積極的に取り組んでまいります。

以上、平成23年の所信表明について答弁させていただきました。

平成27年の所信表明について答弁をさせていただきたいと思っております。

1点目の、イカノエ戦略についてのご質問でございます。

1つ目の移住促進事業につきましては、移住・定住窓口を開設し、首都圏での移住・定住セミナーを開催してきております。

2つ目は、定住促進事業としまして子育て世代向け宅地分譲事業に加え加美町ファミリー住ま居る住宅取得補助金を創設し、最高100万円の奨励金を交付してきております。

3つ目は地域おこし協力隊事業として隊員の活動内容や受け入れ先の拡充を図ってまいりました。これらの取り組みによりまして、相談窓口や首都圏等でのセミナーにおいて281人から相談、移住相談を受け、この相談者のうち19人が移住してきております。加えて、子育て世代向け宅地分譲事業やファミリー住ま居る補助金、住宅取得補助金を活用して移住してきた方々を合わせますと103の方が加美町に移り住んできております。また、国立音楽宮城キャンパスの開校により移り住んだ講師・生徒合わせて20名現在のところおります。4月からはかなりふえると思われませんが、現時点では123人の移住につながっているところでございます。

平成27年度より移住・定住の専門窓口を開設し、首都圏での移住・定住セミナー等を計20回開催しておりまして、その際加美町の魅力をPRするとともに町の暮らしと人の魅力を実際に体験してもらうためのツアーなども実施をしているところでございます。

定住促進事業につきましては、平成27年度からファミリー住ま居る住宅取得補助金の助成をスタートさせておりまして、ことし1月末で交付件数が112件、交付額が8,820万円、入居者数は382人となっており、このうち30世帯84人が町外より転入し、移住しております。また、この交付件数の半数である56件を町内の施工業者が請け負っており、町内業者の育成にもつながっているところでございます。さらに、新婚子育て世代向け宅地分譲事業については、平成28年1月に分譲を行いました広原スマイルタウンの16区画はご承知のとおり1週間で完売し、これまで16世帯64人が移り住んでおり、うち8世帯25人は町外から転入しております。若いご夫婦が多いので、これからお子さんが生まれてふえていくということも期待できることだと思っております。

昨年5月に分譲を開始しました小野田地区の下原レインボービレッジは全13区画のうち9区画が成約済みで、さらにことし2月に入り、2区画の申し込みがありました。これにより計39人が移り住むことになり、このうち町外からの転入が3世帯9人となっております。残りの2区画についても引き続きホームページ等でのPRに努めてまいりたいと考えております。

地域おこし協力隊事業については、平成22年度より取り組みを開始し、これまで22名を受け入れております。13名が終了し、5名が町内に居住しております。また、2月末現在9名の隊員が現役として地域おこし協力隊活動を行っております。昨日もお話ししたように、このうちの2名が3月で任期満了し、地元に着し、就農することになっております。

以前は農業の振興に携わる隊員が主でしたが、現在では林業、観光、音楽、あとは地域力向上支援と幅広い分野で各隊員が新たな視点、そして発想をもって活躍をしているところでございます。事業内容と隊員数を今後ともしっかりと充実させていきたいというふうに思っております。

おります。今後ともさまざまな移住・定住につながる支援策を積極的に活用し、地域コミュニティと地域経済を下支えする人材の移住を推進するとともに、移住した方が地域に根差し、活動できるよう定住の促進にも努めてまいりたいと考えております。

次に観光の振興についてでございます。観光の振興につきましては、旧町時代から薬菜山や鳴瀬川を中心としたアウトドア、そのほかにもスポーツ施設や食と音楽による町おこしを継続的に行ってきたておりました。近年は薬菜地区を見ても平成22年に94万1,000人であった入り込み客数が平成29年は87万2,000人に減少しております。近隣市町村の類似施設の増加などが要因と見られておりますけれども、この交流人口というものが年々減少しているという状況でございます。その対策として平成28年度には観光の中心を担う振興公社の合併を行い、加美町振興公社が誕生し、今まで個々に活動していたものを公社、商工会など町内の団体をまとめる組織として加美町観光まちづくり協会も設立をしたところでございます。さらに、地方創生推進交付金を活用し、加美町アウトドアランド形成事業に着手し、モンベルと協定を締結し、モンベル会員92万人に向けた情報発信を行い、アウトドア施設整備等自転車、カヤック、スノーシュー、ボルダリング、ランニングバイクといった季節、天候、年代に左右されないよう広くアクティビティの充実を図り、温泉と宿泊施設を兼ね備えたアウトドアランドとしてPRをし、振興公社を中心とした人材育成も含めて将来まで継続できる体制準備、体制整備を整えてきたところでございます。

また、通年通行となりました国道347号線を活用した山形からの誘客を促進するため国道沿いの誘導看板の充実を図り、尾花沢市と一層協力を行いまして観光客の誘致に向けた事業を展開してきております。

食に関しましては、旧町時代からPRしてまいりました日本酒、地ビール、アユ、餅などをアウトドアランド形成事業と合わせてPR発信を行ってきております。県内外でのイベントの際には飲食ブースを設け、実際に試飲、試食をしていただき、加美町の食に触れていただいております。また、宮崎地区の特産市を見直した新たな施設、どどんこ館に餅料理やお握りなど特産品を食べる食堂を広く設置をしたことで、陶芸の里スポーツ公園を訪れるお客さん初め町内外の多くの方々に提供できる場をつくることができました。さらに、加美町振興公社においては日本酒などを使ったイベントやワサビや地場野菜などを使った新商品の開発などにも取り組んでいただいているところでございます。

薬菜地区へのモンベルショップの誘致につきましては、やぐらいの施設群の店舗一角にアウトドアで加美町へおこしいただいた方々への利便を図るためアウトドア用品の小物販売やお

土産としての加美町のオリジナルアウトドア用品を販売するコーナーを設置することで現在メンバーと加美町振興公社で検討を行っているところでございます。

当初、薬業にアウトドアメンバーショップというふうに考えておりましたが、ご承知のとおりメンバーのほうからは、その場所が適当とは考えていないというふうなことでありましたので、現在はこういったメンバーのオリジナルアウトドア用品を販売するコーナーを設置するための話し合いを設けているところでございます。

観光まちづくり協会の商品企画販売促進については、協会が事務局を務めるイベント開催時に地元企業、個人事業主から協賛品の提供を受けるといった形での協力をいただきながら地場産品の紹介に努めているところでございます。

なお、現在開催中のラーメンロードにおける経営については、協会会員が生産加工する地場産品とツール・ド・347等のイベントに協賛していただいた企業の商品を景品とさせていただき、地場産品の紹介、宣伝に努めているところであります。また、全店制覇賞にはラーメンロードをきっかけに振興公社が作成した、かみ〜ごどんぶりを使わせていただいております。新たな商品企画ということにつきましては、現時点では検討中ではありますが、現在行っております地場産品のPRを含め、数年、加美商工会において商品化されたもの、こういったものなどのPRにも力を入れて、加美商工会とともに力を入れていければというふうに思っているところでございます。

次に薬用植物の栽培、米、畜産に次ぐ柱にといったことに対してでございます。実際は米、畜産それからネギを中心とした、白菜、ネギなどを中心とした野菜というものが第3番目に来るわけではありますが、将来的に大きな薬用植物の産地にしたいという思いから、ここに設けさせていただいたところでございます。

この薬用植物の栽培でありますけれども、平成27年度に薬用植物栽培の取り組み5カ年計画を策定し、薬用植物研究会の設立、先進地視察、講師を招いての試験栽培等を実施し、3年目ではありますが、平成29年度からは薬用、製薬会社とのムラサキの試験栽培契約及びトウキの契約栽培を実施している状況でございます。平成30年度にはこれまでの実践をもとにムラサキ栽培マニュアルを作成しました。これは大きな一歩だと思っております。今後の栽培技術の向上を目指して、なお一層努力をしてまいりたいと考えております。

しかしながら、これはかなり長期プランでございますので、現時点で農家所得の向上につながるとは言いがたいものでありますけれども、今後ですね、薬用植物の需要というものはますます高まっていく、日本国内での産地形成ということについては、農林省も大分力を

入れ始めておりますので、必ずやこのことが将来的に農家所得の向上につながるものと認識をし、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。特に意欲的に取り組んでおられる農家がございますので、町としてもしっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

次に持続可能なまちづくりを目指すための政策アドバイザーを委嘱し、多額の委託料を使って調査・研究などを行っているが、その効果と活用はというふうなご質問でありました。

まず、政策アドバイザーについてでございます。平成28年度に認定を受けました加美町バイオマス産業都市構想のためのアドバイザーとしまして東北大学名誉教授の新妻弘明先生に平成27年度と平成28年度にご協力をいただいております。それぞれ6万円、3万円出資をしております。新妻先生には構想策定に係る指導や助言のほか新エネルギー活用調査企画委員としてもご協力をいただいたところでございます。

次に、まちづくり基本条例策定事業についてでございます。この条例策定に当たりまして平成26年度と平成27年度の2カ年にわたって宮城大学へアドバイザー業務の委託を行っております。政策に対する指導、助言だけではなく職員向けの勉強会、町民向けの講演会やワールドカフェなどにも職員を派遣をしていただきまして町民のまちづくりへの意識向上、意識の醸成にも役立ったものと思っております。このことについては、平成26年度は29万4,000円、平成27年度は48万6,000円ほどを支出しているところでございます。

また、バイオガス化事業についてであります。平成28年度と平成29年度の2カ年、合計で1,771万614円を支出しております。財源としては県補助金と国庫補助金を合わせて971万4,000円ほど、一般財源が799万円ほどとなっております。この事業につきましては、今休止状態でありますけれども、生ごみの分別実証事業、試験を行ったり、それから液肥の散布を行ったりと実現に向けてのさまざまな課題、そして効果、そういったものの検証ができました。一定の成果が得られたものと思っております。これらの検討内容、実証試験の結果は今後の事業計画を検討する際の基礎資料として活用してまいりたいと思っております。

また、宮城県におきましても下水汚泥や食品残渣などを利用した宮城地域循環資源エネルギー高度利用モデルの導入に向け、検討を始めておりますので、この県の動向なども踏まえながら今後検討してまいりたいと考えております。

議員もご承知のとおり、現在加美町の下水汚泥の処理費に四千四、五百万円毎年かかっておりますし、それから土づくりセンター、新年度予算にも2,000万円を超える経費を計上しておりますけれども、こういった下水汚泥の処理それから家畜ふん尿の処理、それが今のままで

果たしていいのかという問題が当然これはあります。この2つ合わせますと実は六千四、五百万円ぐらいになります。今回加美町が休止したのは毎年六千四、五百万円の負担が生ずるということで休止をしておりますけれども、この汚泥がきちっと原料として使えらると、処理ができるということになりますと大分この展開が違ってくるんだらうと。土づくりセンター、毎年毎年かなりの修繕費もかかっております。ですからそういったことも踏まえながら将来的にはやはりこのバイオガス化事業、バイオガス化事業によって家畜ふん尿あるいは下水の汚泥もきちっと処理をしていくと、そしてそれをエネルギーに変えていくと、そして液肥や肥料もつくり農地に還元していくという循環型農業の推進ということにもつなげていかなければならないと思っておりますので、引き続きこれは研究、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。ですから、決して一般財源799万円支出をいたしましたけれども、これが無駄にならないように実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人口シミュレーション業務でございますけれども、この事業については、189万円を一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所へ委託業務しております。地区別の人口シミュレーションを出していただいたわけでありましてけれども、地域の皆さん方がそれぞれの地域が今後どのように人口が減少していくのかということを身近に考えていただき、住民自治というものを設立する上の一助になればということで取り組んだ事業でございます。この人口シミュレーションは人口減少や少子高齢化が進行する中で住民の皆さんが地域の将来を考え、このまま安心して住み続けていくためにはどうすればいいのか、みんなで考え、話し合ってもらっていただく上での重要な資料であると考えております。また、町が進めております持続可能なまちづくりのための移住・定住の促進や地域運営組織の設立等を推進する上でも重要な資料と考えております。また、地域力向上支援事業のモデル地区である旭地区においては、宮崎西部地区コミュニティ推進協議会総会や旭地区をさらによくするプロジェクト、さらに行政区ごとに行っています集落座談会など複数回にわたり人口シミュレーションを示しながら地域づくりについて考えていただく機会を設けているところでございます。他の地域についても地域づくり、基本づくりの基本的な資料として今後積極的に活用してまいりたいと思っておりますので、重要なデータであると考えております。

続きまして、6次化支援事業の推進については、平成29年度に設立いたしました。当時森田エンタープライズ仙台営業所部部長のナカムラタケシさんを農業の6次産業化推進アドバイザーとして委嘱をいたしました。また、加美町6次産業化推進委員として審査会などにも出席いただいております。アドバイザーとしてそれぞれ2万円が2回と、それから審査会につい

ては半日分ということで支出をしているところでございます。効果といたしましては、事業申請予定者等を対象に研修会等開催しまして、これまで7件の申請があり、それぞれ6次化に取り組んでいるところでございます。

危機管理についてご説明申し上げます。町では当時、東北大学大学院副院長の法学研究科教授前田アキオ氏を防災対策アドバイザーとして委嘱しております。（「島田」の声あり）島田さん、島田明夫氏を防災対策アドバイザーとして委嘱しております。委嘱の期間については、平成27年10月1日から平成29年9月30日までの2年間でありました。島田明夫氏は国家公務員として建設省、国土省、国土庁、外務省など主な政策や法令の企画立案に従事し、国土庁防災局防災企画官としてさまざまな災害に対応してきた方でございます。町では地域防災計画の改訂作業を行っており、島田氏の豊富な知識と経験、的確な助言が必要不可欠なため委嘱をしたものであります。おかげさまで地域防災計画の改訂作業は島田氏のアイビスをいただきながら進められ、平成28年度に2回の加美町防災会議を経て、当然会議には島田氏もアドバイザーとして出席していただきましたけれども、平成29年9月21日の会議で承認されております。防災会議につきましては、2回分6万円を支出しているところでございます。

後藤春彦先生にはまちづくり景観アドバイザーとして平成25年度からご指導いただきました。新たな拠点の活用と担い手、出店者についてのヒアリング調査、運営体制や活用方法について検討することができました。宮崎地区の商店街活性化検討委員会、そして宮崎地区の商店街活性化拠点づくり担い手形成支援事業として平成26年、平成27年、7回にわたってご協力いただきまして12万円を支出しているところでございます。

また、佐々木トヨシさんには公共施設利活用アドバイザーとして平成27年度よりご指導をいただいております。モンベル辰野会長やボルダリング施設指定管理者である村上さんなどをご紹介いただきまして加美町アウトドアランド形成事業の推進に多大なるアドバイスをいただいたところでございます。平成28年度に2回来ていただきまして4万円を支出しているところでございます。

また、風見先生につきましては、宮城大学の先生でございますけれどもアドバイザー、まちづくりアドバイザーとして宮城大学との連携協定に関する協定書によりまして平成25年度からご指導をいただいております。地域の特性を生かした商店街の活性化について深く議論し、取り組むべき方向性を検討することができたと思っております。平成25年から平成27年度まで3年度にわたって11回おこしいただいております。それぞれ12万4,000円、14万8,000円、

3万2,000円を支出しているところでございます。

続きまして、アウトドアランド形成事業に関する地方創生交付金を活用した事業についてでございます。アウトランド形成調査業務、平成27年度、こちらのほうは486万円で委託先はネイチュアエンタープライズでございます。それから加美町ジャパンエコトラック活用事業、平成27年度、こちらは委託先は同じネイチュアエンタープライズでございます。1,019万5,000円を支出しております。これはいずれも地方創生交付金10分の10でございますので、町からの一般財源の持ち出しはございません。それから平成29年度でございますが、スポーツツーリズム人材育成、こちら4回、ネイチュアエンタープライズに委託をしております。345万6,000円、ボルダリング施設人材育成業務としまして、こちらはファーストアッセントジャパンに委託をしております。94万3,920円、アウトドアツアー開催業務、これ3回行っておりますけれども、ネイチュアエンタープライズに委託をしまして170万1,000円、こちらのほうは全て地方創生交付金、推進交付金2分の1を充当しております。平成30年度、ランニングバイクコース看板設置業務、こちらは49万6,800円で佐々惣看板さんに委託をしております。ストライダーインディカップ開催業務につきましては、150万円で有限会社ギャラップに委託をしております。こちら地方創生推進交付金2分の1を充当しているところでございます。

また、バッハホールの金澤 茂シニアマネージャーにつきましては、平成20年4月よりホールアドバイザーとして委嘱をしております。プロオーケストラに在籍していた豊富な知識、経験、人脈などを生かしまして平成26年のバッハホール管弦楽団の立ち上げにも大きく貢献をさせていただいたところであります。その後も音楽監督として管弦楽団の指導・育成に深くかかわっていただいております。また、バッハホールの事業運営や施設管理についても、幅広い見地からの的確なアドバイスをいただいております。また、要請を受けまして宮崎中学校で同校の吹奏楽部の指導にも当たっていただいております。さまざまな面で音楽のまちづくりに貢献をいただいているところであります。平成24年から平成29年までのトータルで報酬、費用弁償含めると895万円を支出しているところであります。

次に、最後になると思います。善意と資源とお金が循環する人と自然に優しいまちをつくらせてまいりたいと考えています。町民の幸せを第一に持続可能なまちづくりの新たなモデルを全国に発信して気概と誇りをもって取り組んでまいります。議会の皆様と同じ目線、目標を目指し、ともに歩んでまいりたいと考えていますと、私が申し上げたことに対してのご質問でございます。

町民の幸せを第一に、その思いは議員の皆様方と全く同じでございます。そのための、実現するための進め方あるいは事業実施による取り組みの具体的な成果の一部については、十分な説明等に至らなかった点もあり、議会の理解を得ることができなかったということもあり、率直に反省をしているところでございます。結果として平成30年度当初予算における一部修正、平成29年度の一般会計決算の不認定など大変厳しいご意見をいただきました。

私は、これらのことを踏まえまして昨年12月の議会におきまして決算不認定に係る改善策を報告した際に、結びとして議会への説明不足を反省し、定期的な全員協議会の開催や常任委員会において事業等の計画や進捗状況の説明に努め、議員の皆様のご意見をいただきながら進めていくことをお約束いたしました。タブレットの導入などもこれら情報の共有の一助になればというふうな思いで予算化したものでございます。また、新年度予算には議会からの要望事項、かなりの部分盛り込んでおります。反映させておりますので、その点もご理解いただきたいと思っております。

これまでも町政懇談会での町民からの声、区長さん方からの声、さまざまな方々からの要望等をお受けいたしまして、できるだけ町民の要望に、区長さん方のご要望に、そして議員さん方のご要望にもお応えしてきたつもりでありますけれども、さらに真摯に皆様方の声に耳を傾けながら町政運営を行ってまいりたいというふうに思っています。

施政方針でも、町政運営において議会の皆様との意思の疎通を図りながら、終わりなき挑戦を続けていくことを申し上げました。今後も議員皆様方のご意見を真摯に頂戴しながら、すばらしいまちづくりのためにともに歩んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） おはようございます。教育長でございます。どうぞよろしくお願ひします。

私のほうからは、若い世帯の移住と小中学校の教育環境との関係についてお話をさせていただきます。

2014年にまち・ひと・しごと創生本部が実施しました東京在住者の今後の移住に関する意向調査によりますと、東京から移住する予定または移住を検討したいと思っている人は約4割という結果が出ております。移住を検討するきっかけとしまして子育てを挙げる声が女性に多く見られております。

そこで、移住先での子育てについてどのようなものが求められているかといいますと、一般

社団法人移住交流推進機構が若者の移住調査を実施しているようであり、この調査によりますと、地方への移住に興味を持つのはどのような理由によるものか尋ねましたところ、山・川・海などの自然にあふれた魅力的な環境、それから子育てに適した自然環境、子どもの教育、知力、学力向上といった環境にまつわる選択肢を選んだのが全体の7割を超えていたようであり、加えて、仮に移住先で子育てをすることで不安に思うことということにつきましては、学校までの通学距離、それから都市部に比べて学力が下がらないかどうか、子どもたちが伸び伸びと過ごせる環境が整っているのかなどが挙げられております。このように小中学校の教育環境等は移住・定住においても重要な要件になっているということを承知しております。

学校は子どもたちが夢を実現するための準備をする大事な場所というふうにも言われております。そのため、安全安心な教育環境の構築が何よりも大事であるというふうにも考えております。学校において子どもたちの生命あるいは身体を脅かす出来事が起こっていることが今大きな社会問題となっております。いじめ、体罰、虐待等は絶対にあってはならないことであり、子どもたちをこれらから守るためには学校・家庭・地域の連携により社会が総がかりで子どもたちを育てていく体制づくりが大変重要であるというふうにも考えております。

また、本町の小中学校におきましては、12施設のうち7施設が築30年を経過しております。そのうち、2校が40年を経過する、そのように校舎等の老朽化が大きな課題となっております。子どもたちの安全確保のため、将来の財政状況も見通しつつ計画的に整備を進めてまいりたいというふうにも考えております。また、施設の老朽化に加えて時代の変化に合っていないもの、例えばエアコン整備あるいはトイレの洋式化、そして学校ICTの整備など生活様式の変化にも対応することが求められております。さらに、学力向上や不登校については、深刻な状況が続いております。わかる授業の実践などにより全ての児童生徒が行きたくなる学校となるように、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指して教育環境の整備に努めてまいりたいというふうにも考えております。

以上であります。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 大変多項目にわたったものですから皆様にご迷惑をおかけしております。

1時間6分を過ぎておりますが、少し時間をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず、美しいまちなみづくり100年運動なんです、山形県金山町をモデルにということ

ドイツに3年間使節団といいますか、視察団を派遣しました。そして先ほど紹介あったように冊子にまとめて、それに基づいて事業を進めているというお話ですが、1,200万円、県から半分、あとは過疎債半分と聞いておりますが、これだけお金をかけて金山、金山というお話もあったんですが、さらにドイツもあります、最近金山もドイツも聞かれないんですが、この辺はどのような状況なんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げましたように7年半以上たっております。そのときの町長就任当時の状況あるいは考え方というもの、当然これは変わってしかるべきでございます。金山は一つの私は今でもモデルとっております。ただ、なかなかこれをそのまま加美町に移すという、そのモデルをそのまま、まねるということは現状では難しいんだろうというふうに思ってます。ただ、先ほど申しましたように、その哲学といいますか、思いですね、これは今でも生きてるというふうに考えておるところでございます。

また、ドイツに関しましても人材育成が一番大事なわけでありまして。景観もさることながら、音楽のまちづくり、それから再生可能エネルギーへの取り組み、こういったことを町民の方々にぜひ理解をしていただきたいと。推進をする上で人材育成をしていきたいというふうな思いで行っていただきました。私はそれぞれがさまざまなことを学んで現在活動していただいていると思っております。そういったことが現在の音楽のまちづくりであったり、それからバイオガスは今のところ必ずしも全てがうまくいってるわけではありませんけれども、まきストーブの導入もしかりですね、そして景観づくりといいますか、にぎわいづくりというか、そういったことにもつながってきてるんだろうというふうに思っておりますので、私は人にかけたお金は決してこれは無駄ではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 金山町は金山杉ということで林業を盛んにやっておりました。そういう意味では林業重視というのも期待あったんですが、組織変更で、さらに森林整備対策室が縮小ということもあります。さらに、公共施設の建設に地元木材を使うということで国でも進めているわけですが、先ほどご紹介はありましたが、それ以降そういった公共施設に使うための木材の調達といいますか、準備はされているのか、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 森林整備対策室、これは縮小ということではございません。農林課と一

体となって取り組むことによって充実させていくということでございます。何度もこれはご説明しておりますけれども、新たに管理台帳などもつくっていかなくちゃなりません。ですから、この室がなくなったから後退するというのではなくて、むしろ充実をさせていくと。これからの、かなりこれは室だけでもできることではなくなりますから、これはやはり一つの課となって取り組んでいくことが重要だということでの組織改編ですので、そのところはご理解いただきたいというふうに思っております。

また、地元材の活用についてでありますけれども、現在のところまだ具体的にプランがございません。ただ、担当課には公民館の建設についても、できるだけ地元材を活用するようというふうなお話をさせていただいているところであります。今後、そういったことが出てくると思っております。

また、今後、森林台帳等整備して民有林も管理をしていくという中で、今現在考えておりますのはNPOをこの町に設立をして、そしてそのNPOを中心としてきちっと加美町の木材を建築資材として使っていく、そしてそうでないものについては燃料、まきなどにしていくというふうな、いわゆるA、B、C、D材を全て使うような形でのNPOの設立ということも今水面下で話し合っておりますので、これまで以上に地元の木材が建築材としても使われていくように推進をしてまいりたいと。そういったことも含めて農林政策課ということで強力に進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 次に、シルバーハウジングなんですが、宮崎のシルバーハウジングは現在4戸のうち1戸、もしくは2戸になりそうだという情報はいただいておりますが、その中で生活援助員派遣事業委託料というのがあります。平成30年ベースでいいますと、小野田が約150万円、宮崎が139万円です。1日に午前2時間・午後2時間で4時間、土日を除くとして1時間当たりの単価を出しますと、小野田が1時間当たり1,444円、宮崎が1時間当たり1,339円という試算をしました。小野田のほうは満杯なので、それはやむを得ないと思いますが、宮崎については、まだ入居が4つのうち1つと聞いておりますが、この辺について伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

入居者に比べて単価が同じなのはおかしいというような意味でございましょうか。であれば、小野田のシルバーハウジングにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託しております。

宮崎については特養みやざきさんのほうにお願いしてると。今お話あったとおり午前、午後2時間ずつ生活介助員がLSA室のほうにいくと、あとはそれぞれ入居者の方に声がけするというようなことで、8世帯と1世帯という違いはありますが、実際そこに介助員の方が行って午前2時間、午後2時間という形で相談等受けると。対象の数は違いますが、そこで片っ方が8分の1だから単価8分の1というふうにはならないのかなというふうを考えておまして、今おっしゃられた単価、千四、五百円という単価については、適当なところなんではないかというふうを考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 単価というよりは、宮崎、4つのうち1つしか入っていないということの問題にしたいと思うんです。やはりせっかく建てたものですし、きっちり政策に見合った対応が必要ではないかなということで、その辺の政策の誤りとはいいませんが、見きわめがどうだったのか。その次に中新田地区というお話もありますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 小野田、宮崎もアンケート調査、以前にもこれはご説明しましたが、アンケート調査に基づいて戸数を決めたものでございます。特に宮崎については、当初予定しておりましたのは賀美石の老朽化した住宅、この方々に入っていただくと、意向調査でも入られるというふうなことでしたので、それを見込んで4戸ということにしたわけですが、残念ながらその方々はお入りにならなかったようでございますので、現在1戸ということになります。

持ち家がないということが条件でして、それが一つのネックになってるとも聞いておりますので、私も2回ほど区長会などでも生前贈与していただければ入居可能ですよというお話もしております。ですから、まだまだ周知が足りないだろうと思っておりますので、ぜひこれらの周知をして宮崎にも入っていただくというふうに努力をしてまいりたいと思っております。

中新田につきましては、町営住宅のこれからのあり方ということも含めた検討をしていかなければならないだろうというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 次に、売電収入を活用してということで先ほど町長のほうから1,540万円の一般財源というお話がありましたが、それで事前に担当課のほうにお話をお伺いしました。高校3年生までの医療無料化に対して町の単独費はどのぐらいかかっているのかという

ことで、平成28年度で8,527万円、平成29年度で6,634万円、平成30年度の見込みとして6,219万円というお話をいただいております。その1,540万円というのはちょっとどのような数字かわからないんですが、かみでん里山公社の、先ほどもお話あったように現在500万円弱のというお話しですが、総務常任委員会でお伺いしますと夏場と冬場にはぐっと効率が落ちるということで、1年間を見通した上で判断しないと出てこないと思います。500万円弱の電気料が減ったということを町長はさまざまところでPR、それは結構なんですけど、やはり自治体の現状もお話しする必要があるんじゃないかと。やはり1年間見てきっちり精査した上でやる必要がありますし、当初言っていた売電収入をもとにして医療無料化にしていくのか。現在平成30年の4月1日ですと、もう宮城県内でも25の市町村で18歳までという話もありますので、決して最初は大衡に続いて2番目ということでしたが、これは当たり前になってきています。その辺で売電収入をこちらに向けるというお話、現在どのように考えられているかをお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（三浦勝浩君） 協働のまちづくり推進課長です。

先ほどのご質問の内容なんですけど、かみでん里山公社につきましては、加美グリーンエネルギーという会社が独自に経営をしております、町はそちらのほうに土地を貸していると…（発言者あり）すみません。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今具体的なことを少し課長に説明してもらってから私答弁しようと思っていました。

夏場ですね、冬場は順調です。節電は、夏場が若干のマイナスになりました。マイナスって、いわゆる節電効果がなかったです。ただ、それ以降は毎月節電効果が出ております。大体100万円ぐらいずつの節電効果、冬場も節電効果出ております。それで間違いないね。ですから、恐らく年間通しても、どうしても夏場、特に去年の夏は暑かったですから節電効果が発揮されなかったということがございます。ですから、この冬を越して夏場以外、暑い夏場は節電効果が見込まれませんけれども、そのほかの時期は節電効果が見込めるというふうに思っております。ですから順調にこれは効果があらわれているということでもあります。ここは誤解なさないでいただきたいと思っております。

また、利益についても、これも千葉県睦沢町という、加美町よりも1年ぐらい前にスタートしたところで、規模は町よりも大分、うちの町よりも小さいんですけども、1年間で500

万円の利益が出てるといふことも私確認してきておりますので、今のところは目標300万円ということでありましてけれども、目標に十分これは間違いなく到達できるというふうにして思っておりますので、大分この節電、それから利益、これは1年間きちっとやったらかなりの効果が見込まれると思っております。ただ、木村議員がおっしゃったように、これは7年半以上前の話ですから、このときには今言ったように大衡以外は18歳までの医療費無料化されてなかったんです。いち早くやっぱりこれはしたほうがいいだろうということで、こういった売電収入とかそういったことを待っていたのでは何年もたちますから、もうこれは地方消費税を充てて18歳まで医療費無料化をやりましょうということでやったわけでございます。

今現在、今言ったように二十幾つの自治体がもう既に実施しておりますから、あえてですね、あえて今節電あるいは利益分を18歳までの医療費無料化に充てましょうという必要はないんだらうというふうには思っています。

いずれにいたしましても、一般財源の中で自主的に、現時点ですと500万円を超えていますけれども、500万円プラス数百万円という、こういった財源が、使える財源ができるわけですから、そういったものはあえて今言ったように医療費無料化のための財源というふうにする必要もなく、町民の皆さん方に何らかの形で還元していくという、そういった考え方に立っているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） ちょっと納得できているわけではないですが、まあわかりました。

次に、じゃあすみません。モニターと、皆さんモニターいつてますか。（発言者あり）

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 課長から。

○議長（早坂伊佐雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（三浦勝浩君） 協働のまちづくり推進課長です。

先ほどの解釈がちょっと間違っただけかもしれませんが、最初上多田川でやっているファンドを使った市民出資型太陽光発電、それが一つあって、そのほかこちらとしてはかみでん里山公社という新電力会社がありました。それで最初は発電量が落ちているという、そういう話があったものですから、それで最初上多田川の市民ファンドを使った市民出資型太陽光発電のお話をしようとした。それで、その際は借地料として50万円ほどをいただいているというお話をしました。そのほかに、その後に自治体新電力ということでかみでん里山公社を

立ち上げて8月から電力供給が始まり、節電効果も出ており、そして事業収支、収入も想定どおり上がっているということです。その収入につきましては、先ほど町長がお話したとおり、そういったものにも活用できるという、活用できるのではないかと、そういう話に至ったということでございます。

〔「議長動議。休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） 賛成の方、いらっしゃいますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） 賛成多数でございます。

それでは、ちょっとタブレットのほうもまだあれなようですので、11時50分まで休憩といたします。

午前11時39分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 大変失礼しました。やっと開通しましたので、まずタブレットを使って加美町の地区別の人口グラフということで皆さんのところに行っていると思います。これは申しわけないんですが、行政区のやつなのでちょっと別のものに戻します。これで行きましたでしょうか。発信通知で皆さんもこの画面になりましたか。（「なりました」の声あり）なりました。これで開通です。これは三極自立の関係でちょっと加美町のホームページの統計をもとにやりました。国会でも統計が問題になっておりますが、加美町の統計は間違いないと思いますので、その数値を使わせていただきましてグラフ化したものです。三極自立の考え方はさまざまあると思うんですが、まず世帯の増減、人口の増減、そういったことをまずグラフにしてみました。

ここから言えることは、中新田地区の世帯数の増加が、この部分が中新田地区になるんですが、この部分ですが、110%、要するに平成15年から1割以上世帯数がふえております。それで人口の増減については、中新田地区が9.28%の減少、小野田地区が23.17%の減少、宮崎地区が22.93%の減少ということで、さらに地区別になりますと、一番減少率が大きいのが小野田西部地区、次が旭地区、鹿原地区、宮崎地区ということになります。こういったどうしても避けがたい人口移動に対して、それに対する三極自立といえますか、支援の仕方があると

思うんですが、その辺について考えがありましたら、町長お願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げたように三極自立という考え方に一步踏み込んで、今、住民自治組織、いわゆる多機能自治小規模多機能自治という取り組みを進めております。今お話のあった一番人口減少も激しい一つの旭地区、ここをモデルにして行っております。ああいった小さな自治体は、小さなコミュニティは、やりようによっては人口の減少に歯どめをかけることができると思っております。先ほど申し上げたシミュレーションにおいても、毎年数世帯移住してくれば将来的に人口減がとまるというふうなシミュレーションもあるわけですから、やはり私は町主体の地方創生の取り組みということにあわせて地域が自主的に地域の組織を立ち上げて取り組んでいくということが大事なんだろうと思っております。

具体的に言えば、町が移住・定住セミナーを行う、そして加美町に関心を持った方いらっしゃる、その方をプライベートツアーで加美町にご招待するといったときに、まさに地域の住民、運営組織の方々と一緒になって旭地区に呼び込むための活動ということが私はできるんだろうと。その地域にある空き家、これどう活用していったらいいかということをもまさに自分のこととして住民自治組織の方々が、町はもちろん支援しますが、自分のこととして空き家を活用して、じゃそこに移住者呼び込もうではないかと、あるいは交流人口ふやすためにこういった活用をしていこうじゃないかというふうな取り組み、これが非常に大事だと思っておりますので、町主体の取り組みと、それから住民主体の取り組み、地域の組織、これを一体となって取り組むことによってこういった地域の過疎化、人口減少にも歯どめをかけることは十分可能ではないかと。そういったモデルが島根県等にあるわけですから、そういった希望を持って地域の方々と一緒に取り組んでいるところでございますし、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 次は財政問題、財政の健全運営に努めるとあります。タブレットで財政の、飛ばします。こちらのグラフは行っているでしょうか。これは財政のグラフ、これも先ほどお話ししたように町のホームページ、県の統計になるんですが、そちらから引っ張ったもので、それで平成29年度までになりますけれども、まず注目すべきは、この下のグリーンの、緑色のラインなんですけど、平成23年度猪股町政がスタートした時点です。これで緑色が町債、町の借金ですね。いわゆる町債が10億円、11、14、18と平成28年で20、若干平成29年は16に減っておりますが、明らかにじわりじわりと町債がふえております。それとですね、

このグラフが、これがオレンジ色の点線が公債費の払った金額です。ですから、借りたお金と返したお金の差をここにあらわしております。この部分で見ますと、平成23年当時は15億円ぐらいだったのが、じわりじわりと減ってきてまして、ついに平成28年、平成29年は4億円、5億円ぐらいしか借りるお金と払ったお金の差、つまり借金の返済の速度といいますか、量が減ってきています。まずこういった点。

次に、地方債と借金残高グラフというのもつくってみました。こちらの青が一般財源、あと特別会計がオレンジで、その合計がこの赤い折れ線です。こっちが貯金の部分です。基金残高で、先日早坂議員が言われている1億円ほど平成28年から平成29年減っております。この緑の斜線が先ほどと同じように、その差額分ですね。借りたお金と返した、積み立てているお金と借金しているお金の差額、この減りぐあいが、この緑の点々です。つまりこれが下であればあるほど去年よりもいっぱい返してますよということになります。それが最近余り返せなくなってきていますという状況が見受けられます。こういったことについて、財政上の観点からいかがでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（佐々木 実君） 企画財政課長補佐でございます。

ただいま木村議員さんからご質問のございました、まず地方債の残高とそれから基金の関係。それでご質問の要旨は、いわゆる地方債ということで借金を返していく、その額が近年余り伸びてないというか、どんどん返してないというような状況だということをご質問されたということでございます。

最初にお答えしたように、合併当初いろいろ建設イントラネットの整備であったり各学校の整備であったり、そういったものの整備に非常にお金を使いまして、その償還が最初のうち多かった。それで町長が就任した平成23年からのことをおっしゃってると思うんですけども、平成23年の地方債の償還というところでは一つのベースとしてお話をしますけれども、9億5,400万円の地方債、お金を返すものの金額、それでそれが9億円で平成24年、平成25年は11億2,000万円、平成26年が13億9,000万円、平成27年が13億3,000万円、平成28年が12億9,000万円、平成29年度で12億900万円というような、そういうようなことで推移をしている。それから、それに対して公債費ということで、その額が平成23年が23億9,800万円、その金額が、公債費については現在平成29年度で17億円というようなことになってございます。

基金につきましては、今77億円ほどございます。早坂議員のときにもこういったものが少し、1億円ぐらい減ってるんじゃないかということもございますけれども、地方交付税の一般算

定に伴ってそういったものが使われだしたというようなところでは財政の緊縮化、行財政改革を行っていくというような町のスタンスでご説明をさせていただいております。

最近の返済が前より少ないのではないかとというようなご趣旨なんですけれども、必要な事業を行って借金のほうは返していつているということで、あと今後行財政改革と町のいろんな計画によって、そういったものは企画財政課というか、財政のほうでコントロールしながら町政の健全化に向けて努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 課長が不在なところ、大変申しわけありませんでした。よろしくお願ひします。

その次にイカノエの移住について、ちょっとグラフでご説明します。これは人口増減、加美町の人口増減グラフということでつくってみました。まず、合併当時からぐーっと減ってまいりました。この緑の点々、一番下のライン、これが全部の人口増減、それで青い部分が自然増減の関係です。赤といいますか茶色、これが社会増減ということで、平成16年の3月から平成19年の3月までは減少傾向にありました。平成19年から平成24年の3月ですので、つまり東日本大震災によって沿岸部の方がこちらに移住してきたということもあって右肩上がりといいますか、減少率が減ってまいりました。その次に平成24年から平成27年の3月まで、この辺がピークなんですけど、ぐーっと減少してまいりました。この辺からイカノエの移住の効果も出まして少しずつ減少が減ってきています。確かに町長言われたように123名の効果もあるんだと考えます。

また、注目すべきは上の部分なんですけど、こちらは外国人の方が、実はこの平成25年の3月から統計に入れることになったのだと思いますが、その辺の扱いが変わって現在160名前後の方、外国人の方がいらっしゃいます。そういったこともあって、つまり社会増が、この点々からこの実践まで、この部分が要するに政策的に地域おこし協力隊とか移住・定住の関係で改善した部分であります。しかし、平成30年の3月では、この線がずっと下向きになっています。ということは人口減少がさらに進んでいるということになります。これはやはり基本的に外から受け入れることも非常に大事なんですけれども、やはり中にいる方が外に出ないようにする政策が求められていると思います。

その辺について、このグラフを見ながらご意見いただければと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） もっともなお話でございまして、これまで示してきましたように住ま居

る助成金ですね、これはたしか298名だったでしょうか、これを使って、これは移住・定住する方々のためだけの制度ではございません。レインボービレッジもそうなんですけれども、実は多くが町民の方がこれを活用して町外に家を建てずに町の中に家を建ててくださってるということです、この効果というものも当然あるだろうというふうに思っております。

また、若者たちを流出、若者の流出をとどめるための地元の高校生をできるだけ雇用してほしいということで企業に対しても新卒者を雇用した場合の奨励金なども出しているところがございます。ですから、よそから来ていただくということのみならず地域の方々が流出しないようにという努力、これが非常に重要だと思っております。また、ご承知のとおり少子化が大きな問題になっております。昨年1年間で387人が亡くなって100人しかお子さんが生まれなかったということです。新年度から、この少子化対策ということは、もう一歩踏み込んだ形で取り組んでいきたいと思っております。実は18歳まで医療費無料化ということも住民の子育て中の方々からのご要望を受けまして、やはり子どもさんたちを育てる上では一番経済的な負担が大きいと、本当は3人欲しいんだけども2人で我慢してると、一番大きな要因は経済的な負担だということもありまして、医療費を18歳まで無料化にしたり、出産奨励祝金を拡充したり、あるいは保育所の保育料も国の基準の55%に抑えていたりというふうな取り組みをしてきておりますけれども、まだまだその成果が十分に発揮されていないと思っておりますので、移住・定住のほうは着実に成果が上がってきておりますけれども、あと今言ったように子育て世帯の方を中心に外に出ずにここに家を建てるとということも大分出てきておりますから、さらなる取り組みということが必要だろうというふうに思っています。

決して右肩下がりではなくて、これは改善していくんだろうというふうに私は思っております。このままずっと下がっていくというふうには、これからの取り組み次第でありますけれども、期待をしているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） それじゃ、次に観光の関係なんですが、レンタル事業ということで自転車、スノーシュー、ストライダー、カヤック等の数字は商工観光課のほうからお伺いしました。確かに前年より、平成29年より平成30年は当然伸びるわけですがけれども、ただ自転車について、平成29年121台、年間ですね、月10台、平成30年は176台ということで月16台ということで、やはり本当に好きな方は自分の自転車を持ってきて乗るんだそうです、やっぱり。それで、ただ来て乗る人にとっては余りにも立派過ぎるといいますか、まさに新聞でさびた銀輪と書かれたようなところもあるんですが、こういったレンタル事業について、前日、味

上議員のほうでも3年の地方創生推進交付金以降どうするんだというお話もありましたけれども、このレンタル事業を見直す考えはないかどうか、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） たびたび皆さん、さびた銀輪ということを持ち出すんですけれども、これは河北新報の記者に尋ねたところ、むしろ加美町でそういったレンタル事業をやっていると、そういったことを皆さんに周知したいということであの記事は書いたと、本社のほうでさびた銀輪というふうなショッキングな題をつけたわけでありましてけれども、ご承知のとおりさびてる自転車は1台もございませんので、余りそういった表現をたびたびお使いいただけないほうが町のイメージとしても私はよろしいんじゃないかというふうに思っておりますので、そここのころはお願いしたいと思っております。

これからですね、きのうかな、答弁申し上げたように、これまでモンベル等に委託をして人材育成ということでやっておりました。これからはガイド協会を設立をして、そして地元の方がガイドになってツアーをしていくというふうな取り組み、これをしていこうと思っております。自転車を持ってくる方もいれば、遠方から来る方はやっぱりこちらでレンタルできればレンタルしてやりたいというふうに考えておりますし、北海道あたりは全てやっぱりこういったものを全部そろえてあるんですね。例えばこれからインバウンド、インバウンドに取り組む際にもインバウンドで来る方はほとんど自分の自転車持ってきませんので、こういったことが整備されていればここに呼び込んで、そしてこちらで自転車、カヌーを使って楽しめるというふうなことが可能になってまいります。

ですから、そういった環境をつくっていかないことには、これは一歩前に進めないんですね。せっかく10分の10で自転車も購入できたわけですから、カヌーについては2分の1でありますけれども、やっぱりそのチャンスを逃さずにきちっとそういったものを、まず環境整備をします。そしてそれにあわせて人材育成してきておりますから、今度はガイド協会をつくって地元の方々がそういったツアーを組むってことが大事なんですね。ツアーを組んで加美町振興公社等とも連携しながら、そして外から呼び込んできて、そしてここでそういったツアーをしていただくという、そういった一つ一つですね、前に進めていくということが大事だと思っておりますので、決して私は準備をした、備えたカヌーやそれから自転車が無駄になることはない。無駄になることがないように今まで人材育成もしてきたわけですから、今度はきちっと組織化して、そしてツアーなども組みながら、内外からお客さん呼び込んでいくということが次の段階だろうというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 12時も過ぎているので、少し急ぎます。お願いします。

農家所得の向上ということで薬用植物栽培ということのお話がありました。平成31年度は5年目となるということで所信表明もしくは先日の一般質問の中でも20アールを80アールに増加するというお話もありましたが、実際のお話を担当課の方にお伺いしますと、草取りと申しますか、除草が非常に大変だということと、現在の実績としてはその20アールの中でつくっても90キロですか、それを3分の1にすると30キロで、キロ1,000円ということで3万円にしかならないと。それが4倍の80アールになってもなかなか農家所得としては厳しいんじゃないかなという思いがあります。政策を実現することも大事ですが、諦めるということも大事ではないかと思いますが、5年をめどに、ここで一旦考え直すお考えはないか、町長伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは長期的なまちづくりの中で、やっぱり一、二年で結果が出るもの、二、三年で出るもの、あるいは10年かかるものと思うんです。いろんな日本全国で成功事例ってありますけれども、ほとんどは一朝一夕にしてなったものではないんですね。長年のやっぱり努力の積み重ねで今があるということなんですね。我々は完成形しか見ておりませんが、成功例しかですね。このムラサキについては、絶滅危惧種なわけですね。栽培も当然難しいわけですね。私、このムラサキについては、やはりじっくりとこれは取り組んでやっていく必要があるだろうというふうに思っております。製薬メーカーさん、確かに草取りが大変だということはあると思います。ただ、これも私はいろんなやりようがあって、実は都会の方々はそういった草取りを喜ぶ方もいらっしゃるんですね。実際のところ。いや、これは事実ですね。農家の方々嫌がることを喜んでやるっていう、我々にとっては理解できないんですが、私農協さんにもお話ししてはいますけれども、東京のクラブ生協との連携ということをやっていきましょうという呼びかけしております。こういった方々、実際ここに来て田植えした、稲刈った、草取りした、いろんな農作業をしたいという希望をお持ちなんだそうです。ですからそういったよそからの方々を呼び込んでいって、単にムラサキを売って収入を得るというだけじゃなくって、やはり先ほど申し、何度も言ってますが、世界農業遺産というブランドですね、これをしていろんな方々に来ていただいて、そういった作業も一緒にやっていただいて、そしてさまざまな農産物も購入していただいてということも大事だと思っております。そういった中で、やっぱり薬用植物に取り組んでいくということは、そう

いったクラブ生協の意識の高い方にとっては非常に関心の深いところなんです。そういったことも私大事だと思っております。

それから、恐らく収入的にはムラサキよりもトウキのほうが私は可能性があるんじゃないだろうかというふうに思っております、実際新年度からトウキに取り組みたいというふうな農家の方がいるわけでありまして、ムラサキに限定せず、こういった薬用植物がこの地に合っていて収入がとれるかということ、こういったこともあわせて研究していく必要があるんだろうと思っております。

ですから、5年で打ち切るということは私いかなものかと。先ほど申し上げたように、先ほどじゃない、以前申し上げたように農水省でもこれは進めていこうということなんです。そして1月31日になぜ加美町の事例が発表されたかといいますと、加美町が非常に熱心に取り組んでいるということは全国から、まだ収入になってませんが、農水省のほうからかかって発表させていただいたので、私はじっくりと時間かかってもやはり産地化に向けて取り組む価値があるものだと思っております。

なお、農家所得の向上はこれはシンボリックですから、皆さんこのことをお話しされ、私も話しますが、実はこれまでも答弁したように子牛の導入助成金を5万円から最大10万円にしたりとか、さまざまな面で、6次化もそうですけれども農業者の所得向上に向けた取り組みを町はしっかりとしているということもご理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 委託料の関係でかなり細かいところまでお話をいただきました。

その中で、例えば地区別人口シミュレーションということで、さっき一番最初に画面に写しましたけれども、既存にある、要するに町のホームページにある統計からでも過去と現在ではありますけれども、各行政区別の人口の移動推移や世帯、そういったものも知ることができるし、グラフ化できます。189万円委託費を使って、まあこれから使うんだとは思いますが、なかなかそれをやって終わりということでは非常にその委託料がもったいないような気はしてるんですね。そのバイオガスについても、今後の資料というお話は先ほど町長されましたけれども、やはり物事に取り組む前に十分庁議なり職員の方と十分お話し合いをして、これはやれるとか、これはやる価値があるというものをきちんと見きわめてから進める必要があるんじゃないかなという思いはします。

聞くところによりますと、町長が視察先で見たものを、それはいいものでしょうけれども、

それを検討、あれも検討となると、果たしてそれが形になるものかどうかというものをきちんと見きわめた上でやる必要があるのではないかと。バイオガス、さらにこども公園についてもそのように考えておりますので、これは答弁は要りませんが、よろしく申し上げます。

最後になりました。議会との関係なんですが、まず議会との信頼関係について、私はこのように考えます。町長も議員も町民に選ばれていることは間違いありません。町民の方から選ばれた町長は行いたい施策を町民の代表である議会に十分に説明をする責任があると思います。議会はその施策内容が町民にとって必要なのか、財政的な裏づけと維持管理など長期的な視点に立って厳しいチェックを行い、賛否を判断すると。ここのところ、間際になって全員協議会で説明があり、十分な検証ができる時間がないままに議会にかけると。その辺は先ほど改善されるというお話もありましたけれども、ぜひとも十分な時間をとって、議会も知恵を出し、町長が言われる同じ目標を目指すというところでは町民の幸せのためには我々もそのように思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 1点だけ誤解のないよう話しておきますが、バイオマス産業都市構想は職員から出たアイデアでございます。職員が南三陸町を視察をして、そしてその後、ある会社とさまざまな意見交換しながら進めたものでございます。私、その当時バイオマス産業都市構想というのを知りませんでした。ですから、私がトップダウン、どこかを見てきてやろうといったものではございません。ただ、大きな柱として再生可能エネルギー、バイオマスに取り組もうということは、これは里山経済の確立ということの中から言ったわけですから、その方針に基づいて職員が調べて、ならばこのバイオマス産業都市構想に申請しようということでバイオガス化とかまきの駅とかということを職員が立案をしたものでございます。ですから、そこのご理解いただきたいと思います。国立音楽院については、まさにこれはトップダウンで、これはもうあそこの利活用、長い間あけておらずに有効活用するためにどうしたらいいかという中で取り組んだものでございます。しかし、全てがそうではないということをご理解いただきたいというふうに思っています。その上で十分な説明がなかったということについては、大変反省しております。決して我々、これも私ひとり決めることではありませんけれども、全協での説明とか議会の直前にやって十分説明をしないまま進めようなどということは毛頭考えておりません。そこに議会、皆さん方に説明する前に、全協で説明する前に、当然庁議でしっかりと検討する、その前に担当課で説明をする、

そういった担当課で議論をし、そしてそれをある程度熟した段階で庁議に諮り、庁議のメンバーから意見を聞き、さらにそこを修正し、そしてこれなら大丈夫だろうとなった時点で皆さん方にご説明をしていると。そして全協でいろんな質問を受け、場合によっては皆さん方のご意見を承った上で、エンジョイパークなどもそうですけれども、場所があそこでは不適切だというような議員からの指摘があつて、あそこも上に変えらるゝかという事でやってくるわけですし、決して我々は十分な時間をとらずに、十分な説明をしないで議会にかけてやってしまおうというふうな考えがないということをご理解いただきたいと思っています。ただし、どうしても日程がとれずにそうなってしまったケースが多々あるのだろうと思っています。我々は、その反省を踏まえて全協については、とにかくもう定期的に毎月やりましょうというふうなご提案をさせていただいて、今そういった取り組みをさせていただいているところでございます。

ですから、これまで十分に皆さん方にご説明できずに、十分皆さん方のご理解されないまま進めてきた事業もあったかと思っておりますけれども、その点は大変私も反省をしております。

ただし、全てこれは町民の幸せのために、そしてこの町を持続可能な町、10年後、20年後、30年後も持続できている町にするために取り組んでいるものでございますので、この点については、議員の皆様方と思いは同じだと思っております。ですから、これからそういった説明不足ということがないように、あるいは誤解というものがないように十分に職員一同肝に銘じて取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解、ご協力を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 最後になります。町民の願いがかなう政策ということで実は昨日町民の方から生活苦の相談が私のところがありました。困窮に苦しむ子どもたちも多く、アウトドアよりも生活、町外からの転入も大事だけれども、住んでいる人が出ていかない、この町に住んでいてよかったと町民が安心して暮らせる町のために大切な血税を使うべきではないかと考えます。

最後に町長に苦言を申し上げます。町民のためにこの町をよくしたい思いは町長も議員も同じです。話し合い、話を聞く耳を持ち、やりたいことよりやらなければならないことを優先し、あれもこれもではなく一つずつ着実に政策を実現する。また、失敗や誤りは誰にでもあります。間違ったらごめんなさい。失敗に気づいたらとりやめる勇気が必要です。部下の失敗はトップが責任をとる。職員の力を引き出す働きやすい環境づくりが、あすの加美町をつ

くっていくと私は思っております。よろしくお願いいたします。

以上で、終わります。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、7番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

以上をもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

昼食のため午後1時15分まで休憩といたします。

午後0時27分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第3 報告第2号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第3、報告第2号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第2号専決処分した事件の報告について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成30年2月12日午前5時30分ごろ、加美町字鹿原互原24番地付近において小野田支所職員が除雪車両を運転し、除雪作業を行った際、路肩に排雪しようとしたところ雪に埋もれていた水門に排土板に接触させ損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町100%により賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲において、その額を定めること及びこれに伴う和解に関する事に当たりますことから今回専決処分をしたものであります。

なお、専決処分書の表記で損害賠償の一部に誤りがありましたので、正誤表をもって訂正させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、専決処分した事件の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これで、報告第2号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第4 議案第3号 加美町課設置条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第4、議案第3号加美町課設置条例の一部改正について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第3号加美町課設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成24年4月に改編した現行の行政組織について、持続可能な町を目指し各種施策を推進していくため、より効率的な行政運営を図る必要があることから組織の見直しを行うものであります。

主な改編内容を申し上げます。

ひと・しごと支援室から「まち・ひと・しごと推進課」に改称し、地方創生の一層の推進と地域におけるまちづくりの推進を図ってまいります。

協働のまちづくり推進課については、業務の分担を他の部署に移し、廃止をいたします。また、林業振興のため森林整備対策室を農林課に統合し、あわせてエネルギー対策を所掌事務に加えることから課の名称を「農林政策課」に改称いたします。

そのほか、各課の事務分掌を見直し、係ごとの業務についても整理を図ってまいります。

なお、本条例にはありませんが、教育委員会の事務局については、東京オリンピック・パラリンピックに係る事前合宿の対応のため、生涯学習課に「パラリンピックホストタウン推進室」を設置します。

体育振興室については、生涯学習課に統合いたしますが、同課において引き続き社会体育の振興を図ってまいります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。13番伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 先ほど午前中の木村議員の質問にもありましたけれども、私は林業についてちょっとお尋ねしたいと思います。

この林業振興課ですか、これを、このあれというのは今までは森林対策室だったやつが林業

振興課と、係となって、私から言わせれば何となく格下げになったような気がいたします。そういたしまして副町長、副町長ですよ、副町長、私、副町長も昔は小野田で山にうるさい古内町長のもと、ご指導していただきました。そして、また副町長の経歴を見れば森林整備室の室長もやってらっしゃったんですけれども、この配置図を見まして、私、桜田大臣の言葉じゃないですけれども非常にがっかりしました。もう少し見直しというようなことは考えられないか。そして、何でこういうふうになったか、その経緯をちょっとお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長であります。

ご質問の件でありますけれども、今回の森林整備対策室を本町の農林課のほうにもっていくというお話につきましては、今、加美町の農政、農林部門において問題になっているのが鳥獣の被害対策ということでございます。その農作物の被害対策につきましては、現在農林課のほうで対応しております、ただ有害鳥獣の駆除、いわゆる猟友会につきましては森林整備ということで分かれておまして、それを一緒にすることでいろんな面で連携がとれて農作物の被害を防ぐための方策も一緒に同じところできるとい、そういったことがまずもって大きな今回の改編をする理由であります。

当然、町長が先ほど答弁したように決して森林行政を縮小するとかないがしろにするということではございません。当然人的なものも含めましてこれまでどおりの森林の行政をしっかりとやっていくということでもありますので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

私も森林整備対策室の室長として1年半ほど宮崎支所におりましたけれども、やはりいろんな決裁においても農林課長の決裁を受けるものもございましたし、そういった意味においても同じところにあってやるのがいいのかなというふうに思っておりました。合併当時も森林整備というのは農林課と一緒にありましたし、そういったことも含めて今後も決して森林行政を軽視してるということではございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 一説には、我が町も山も30から40億円ぐらいの財産じゃないかと、こう言われてますね。その財産を恐らく係になれば二、三人の人でしょう。そういう人たちが管理する、あるいはまた鳥獣被害の処理もやらなきゃならないという、やっぱりこれは一係では大変じゃないかと懸念されるわけなんです。ですから、その辺はもう少し考えていただけないかなと思えますけれども。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 森林の、町有林の管理につきましては、これまでどおり事業団、旧小野田時代から続いている、あの方々に町有林につきましては管理をしていただきますし、決して今までよりも、何度も繰り返しますけれども後退するということではございませんので、人的な面につきましては現行の人数ということになるとは思いますけれども、そういうことで森林についてもこれまでどおり力を入れてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 午前中の質問で町長が何か森林の、林業についてのNPOということをおっしゃっておいりましたけれども、その辺ちょっと一端でいいですからお話しいただければと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 対策室はよくわかってんですけれども、やはりこれから民有地の管理ということ国からの森林環境譲与税を受けて町が進めていかなければならないわけです。そうした場合、とても今の事業団だけで行うことは無理です。そうしたとき、やはりそういった民間の力、知恵を入れながら地域でもきちっと人を雇用していただいて自主的にそういった管理をしていく、あるいは加美町の木材を有効に活用していく、そのための組織が必要だろうというふうに思っております。実際そういったことを実践しているNPO団体というものがありますものから、そういったところの力をおかりして町でもそのような姿をつくっていくということが大事だろうというふうに思っております。

そういった中で町の例えば製材所ともタイアップをして、きちっと町の製材所で製材をして建築材として使えるものは使っていく、あるいはまきの駅構想に基づいて、ゆ〜らんどを初め、あるいは将来的にも薬業のチップボイラー、これもいつまでも耐用年数もありますし、それから非常に熱損失の大きいシステムなものですから、やっぱり将来はあそこも別なシステムを考えていかなくちゃならないだろうと思っておりますので、そういったところに対する供給体制の整備、そういったことなどもやはりそういった団体の協力をもらいながら進めていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、ぜひ森林整備対策室という室はなくなりますけれども、きちっとした体制を整えながら、そして民間の力もおかりしながら30億円とも40億円とも言われる、この町のすばらしい財産ですから、これを町有林のみならず私有林も含めて管理をし、まさにお金の循環、資源の循環も目指していく体制づくりをしてまいりたいと、そんなふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 町長、私の一般質問で庁舎のこと、ちょっと関係あるんで言いますけれども、無垢でつくるっていったときに、それぐらいの杉の木があるのかなということで、ちょうど私支所のほうに行きまして、あったんですね。町長もわかってますよね。青野の長沼のちょっと奥のほうに千古の森の中に1メートル、直径1メートルを超える杉の木がどんどん立ってる。ああいうのの管理、まずあるんです。

それで、それはこっちに置いて、私が言いたいのは、先ほど7番議員が一般質問の中で農林政策課なるものを質問しました。そのときの町長の答弁は、オリパラ推進室に当てはめたら、そっち何でいいのかなという、じゃオリパラ推進室はどうなんですかというのを木村議員が言うの期待していたんです。だから整合性とれないと思うんですけども、町長の農林政策課に対する山の室をなくした答弁は、オリパラにたとえたら多分あれ整合性とれないと思うんですけども、私思うんですけども。答弁したことを整理して答えてください。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、実は見せ方の問題で、実は正直申し上げて私も悩んだんです。この森林整備対策室という名前を残すか残さないか。ただ、やはり農林課という、もともと農林課というのは農業も林業もということなわけですから、農林課という課があって、そして先ほど副町長も言ったように鳥獣被害対策でもお互いにそれぞれ別々に取り組んでいるということもあります。ですから、効率のいい、一番のポイントはいかに限られた人数で効率よくこの仕事をしていくかということなわけですから、であるならばやはり一体となって農林政策課という形で森林の整備あるいは鳥獣被害対策等にも取り組んでいったほうが、より効率的、効果的に仕事ができるということで農林課の中に係をつくり、農林政策課というふうなことにしたわけです。ですから、これは一時的ではなく、これからもそういった形で続けていきますよということなんです。

オリパラ推進室はあくまでも一時的なものですから、ですからこれは生涯学習課の中の課内室ということで一時的に室をつくりますと、これはいずれ終わればなくなりますという、そういう性質のものなんです。

ですから、係というのは、これは一定期間でなくなるわけじゃありませんから、農林政策課の中でこれからも続けていきますよということですので、このところは整合性がとれてるんだろうというふうに思っておりますので。独立した室じゃありません。あくまでも生涯学習課の課内室、これもやはり生涯学習課の中にあつたほうが生涯学習課の協力をもらいなが

らやれるというふうな判断もありまして、これは課内室ということで設置をすることにしておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） あと、それからオリパラに飛び火して申しわけないんですけども、予算上は例えばこのオリパラに合わせて修繕とかあります。そういう予算はそこにもっていくかどうかわからないんですけども、それがなければ大した予算はないと思うんです。人件費とあとはいろいろあるんでしょうけれども、旅費とかそういうの。来た人の宿泊費とか、その程度の予算で、それでいいのかなと甚だ疑問なんです。だから、今までどおり体育振興室なら体育振興室でもいいんです。生涯学習課ならそれでもいいんです。その係でオリパラ推進係でも何ら私は問題ないと思うんですけども、室にするまでの、それだけあるのかなと甚だ疑問に感じてました。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 室にしても課にしても体制的には余り人数的には変わらないんだろうと思います。ですから、やはりこれも我々生きてる間に最初で最後の、最初って2度目ですかね、最後の開催になるだろうと思いますので、やはりしっかりとしたアピールも含めて対応していく必要があるだろうと思っています。

さまざまな青少年との交流等もございますし、体育振興室でこれまで頑張ってやってきていただいたわけでありまして、現課の職員たちの意見も聞いて、やはり一係としてやっていくのは実は大変であるというふうな意見でありましたので、やはり室という形で取り組んでいくのが望ましいだろうというふうに考えて室の設置ということにしたわけでありまして。

いずれにいたしましても、既に答弁しましたように各課長さん方等からご意見をいただきまして、総務課がそれを取りまとめて、そして今回の改編ということで皆さん方にお示しをさせていただいておりますので、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 町長に一つだけ伺いをしたいと思います。先ほど3番議員からオリパラの件に関しても質問があったんですけども、実際町長はオリパラ、今回のチリとの、主にですね、一時的な形で終わるまで対応していくんだということなんですけれども、これまで進められたオリパラに取り組む一番大事なことは、レガシーという部分の中でこれからのまちづくりで非常に大事なことが包含されていると思うんですよね。ですから、2020、あと

はもう少しの部分までは一時的というような考え方はいいんでしょうけれども、それからのまちづくりという部分については、今まで全然、またはオリパラの効用、レガシーというものを全然今まで議論されてこなかったわけですけども、その役割を終えたときの体制が非常に大事な部分になってくると思うんですけども、そのときの状況の中で、いかにこの効果を生かしていくかというようなことをどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私は3つのことを皆さん方に述べております。これまでいろんな機会でお話をしておりますが、調印式の時もお話をしたんですが、やはり青少年の育成に生かしていきたいと、それから共生社会の実現に生かしていきたいと、そしてスポーツツーリズムにつなげていきたいというふうに思っております。ですから、このことが一つのパラリンピック推進室という室にとどまることではございません。まちづくりに大きくかかわって、あるいは人づくりに大きくかかわってくるだろうというふうに思っております。ですから、それぞれの青少年の育成に関して、教育委員会を中心にこういったことに生かしていく。障がいを持ちながら、めげずにその目標に向かって取り組んでいる選手たちとの交流ということは、非常に私は青少年の育成にとって大きなことだろうというふうに思っておりますし、またいずれチリとの交流などにもつながっていければ非常にいいなというふうに思っております。さらには、共生社会ということについては心のバリアフリー、それからハード面でのバリアフリー、こういったことを進めてまいらなきゃならないと思っておりますので、こういったこともそれぞれの、建設課はじめしっかりと取り組んでいく必要があると思っております。

まさにスポーツツーリズムでありますけれども、初めてのパラリンピックのナショナルチームを受け入れることになりますので、そこで蓄積されるノウハウ、知見というものは非常に貴重なものだと思っております。これからそういったスポーツ合宿等含むスポーツツーリズムをまさに体育振興室だったり、あるいは商工観光課だったり、あるいは加美町の振興公社だったり、そういったところでしっかりとスポーツツーリズムの振興に生かしていくということが非常に重要だと思っております。

そういった形でレガシーといったものを残していければというふうに思っておりますし、それからカヌーについては艇庫を整備することによって、そしてそこに将来指導員等駐在させることによって障がいのあるなしにかかわらず、そこに行けばカヌーを楽しめるという、そういった環境整備なども一つのレガシーとして残していくことができればというふうに思っ

ているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 確かにオリパラに取り組む姿を以前から議員または議会も承知しておりましたけれども、この件に関して内容的には余り深く協議した機会もございませんでした。これは政策的な部分にも入りますので、ここで、課設置条例でありますので深くは言いませんけれども、これに取り組むことによって町全体、特に担当になった職員の方々は非常に勉強、学習、いい経験もされたと思います。また、この前の調印式でも多くの町民の方々がいろんな感動を覚えたと思います。やはりそういう施策の展開の中で、より町民の方々にそういうことをわかっていただくための施策のPRといたしますか、そういうものを時間との闘いでもあったと思うんですけれども、今後オリパラの推進室を中心にこれから2020年に向けて活動していくと思うんですけれども、それを多くの課の方々、関連の方々が、それも特に既存の団体なり、または今座ってる課長さん方なりが自分の思いとして推進課を支えていく態勢を町長を筆頭に整えていただければというふうに思います。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。17番三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 先ほど伊藤信行議員の質問に対しまして副町長が人的な面は現行どおりというお話、報告、ご回答いただきました。それで、この新しい課改編関係含めてそれぞれの課に職員配置関係は、もうお決まりなんでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 職員配置については一般質問でもございましたが、今現在検討を進めているところでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 我々に課の設置条例案を提出してるんですよ。誰がやるんですか、業務は。それが少ないとか多いとかなんかわかりませんが、それは当然なかで課の設置条例を提案するるのであるならば、やっぱり配置はどのくらいの人数だと、ですから結局室が係ということになってしまうと、どうなんですかと言われてしまうんですよ。

あわせまして、職員ももちろんですが、再任用の方もおりますよね。臨時か、ごめん。臨時の方もおりますよね。ですからそういう方々の職員配置、現行配置、あわせて計画ございましたら配置の職員数の提出を求めます。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 職員配置については、現在先ほど申しましたけれども、検討を進めている最中で大変申しわけないところでございますけれども、あわせて検討を進めているところでございます。今お話ありましたように再任用職員等もふえてまいります。平成31年の4月1日見込みで職員数が今のところ279人、再任用職員が19人という形になっております。再任用職員の比率もふえてまいりますので、そういったところを踏まえて職員の人数配置については検討しているというようなことでございます。また、室等を農林政策等に統合するといったところも出てきます。そういったところについては補佐、現行の補佐の体制が今1人体制、農林課は1人体制でございますが、補佐を2人体制にする等の体制的な見直しも含めて、そういったことも含めて人数を検討してるということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君君） 総務課長、職員の新規採用も数決まりましたよね。行政報告ありますよね。それも一部訂正がありましたけれども、そういうのを含めてちゃんと、いいかどうか我々に出す前にやっぱり職員の配置というのを考えた上で出すべきじゃ、提案すべきじゃないかという思いが強いです。

ですから、再度申し上げます。この案につきましては、私はやっぱり職員の配置が決まった段階で出すべきじゃないかという思いが強いのです。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長であります。

三浦議員からのご質問で、その配置の人数というお話がございました。私から先ほど現行の人数は確保するというふうに申し上げましたが、そのほかに再任用職員も当然配置をすることになりますので、現行よりも、その再任用の人数も含めましてふえるというような、今のところ何人とは申し上げられませんが、そういった形で考えております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） 議案第3号加美町課設置条例の一部改正について、原案に反対の立場から意見を申し述べます。

昨今の課の設置に際しては、町民には難解であり、外向けには及第していても内向けには全く不親切な課のあり方だと言わざるをえません。今般の改編においては、職員の配置計画もいまだに未決定の状況の中、農林課に政策の2文字を加えることで、その機能がどれだけ向上するか、意気込みに理解は示しますが、甚だ疑問が残ります。林業政策における意気込みの欠如ではないでしょうか。

現在の町の置かれた状況の中で本当に町民に親しみやすい改編が行われるならいざ知らず、機構改革の名のもと実の伴わない文字遊びにうつるのは私だけでしょうか。農林行政についての鳥獣被害は日に日にその量と規模が増大し、持続可能ではない集落生活が目前との訴えもあります。声を大にして持続可能なまちづくりを提唱されていても遠い響きに聞こえるのであります。食物確保や食糧維持こそ大切であります。食は社会資本であり、とりわけ地域農業を守る視点からも農作物を鳥獣被害から守る政策が望まれます。

さらに、頓挫したエネルギー政策の受け皿のための改編やパラリンピック対応の時限設置に関して全員協議会時の同僚議員からの指摘もあつたはずで。類似先例に学ぶことも必要だと思えます。課設置の意義と機能のさせ方についての再考と再編については、全協一度きりの説明で実施するのではなく、議員皆が納得に値する結論を導き出されんがための再考を提唱し、今般の加美町課設置条例の一部を改正する条例には反対の意を唱えるものであります。配慮と心配からの討論であります。議員各位の高見識なるご判断をお願い申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時50分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

これより、議案第3号加美町課設置条例の一部改正についての採決を行います。

この採決は起立採決によって行います。

本件は原案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂伊佐雄君） 着席してください。起立少数であります。

よって、議案第3号加美町課設置条例の一部改正については否決することに決定いたしました。

日程第5 議案第4号 加美町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第5、議案第4号加美町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第4号加美町個人情報保護条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布され、平成29年5月30日から施行されたことに伴い、加美町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、個人識別符号として指紋データ等の生体認証に係る情報、旅券番号等が個人情報に該当すると明確化されたこと。人種、信条、社会的身分等といった慎重に扱われるべき情報を要配慮個人情報として定義されたことにより本条例において規定したものです。また、本町ではこれまで罰則規定がありませんでしたが、個人情報の不正な提供等に対する罰則を新たに設けるものです。

なお、加美町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例については、本条例により廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第4号加美町個人情報保護条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第6、議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、条例の別表に規定されている衛生組合長について、加美町環境美化の促進に関する条例と整合性を図る必要があることから表記を「環境美化推進員」に改めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番三浦英典君。

○8番（三浦英典君） これは通常それぞれの地区の副区長さんが担っているのは通例ですか、今は違うんですかね。それはいいんですが、そういう意識もちょっとあったんですが、組合長なるものから推進員に表現を変えるとということ、格下げというふうにイメージとしてあるんですけど、この辺多少情報収集して、こういう表現にすることが特に異論ないかなというふうな情報収集はされたんでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町民課長。

○町民課長（荒木澄子君） 町民課長でございます。

宮崎地区におきましては、ほとんどの行政区の副区長さんが衛生組合長を担っております。中新田地区においては区長さんだったり副区長さんだったり、また別の方、新たに環境美化推進員というふうなことでなっております。合併前は衛生部長だったり衛生組合長だったり名称もそれぞれ別な名称でございましたが、合併と同時に環境美化推進員という委嘱を出しまして通称衛生組合長ということで合併以来そのままの状態になっておりましたので、もちろん公衆衛生組合連合会のほうも同一の方が会員となっておりますので、報酬のほうと環境美化推進、促進に関する条例のほうと名称を同一にしてこれから運営していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 加美町心身障害児就学指導審議会条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第7、議案第6号加美町心身障害児就学指導審議会条例の一部改正についてを議題といたします

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第6号加美町心身障害児就学指導審議会条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、文部科学省より障がいのある児童生徒等に対し、早期からの一貫した支援についての通知があり、早期からの教育相談、支援や就学先決提示のみならず、その後も一貫した支援について助言を行うため改正するものであります。

主な改正の内容は、現在設置されている審議会の名称を「加美町教育支援審議会」に改めるとともに、対象となる児童生徒等及び審議会委員を組織する教育関係職員の名称について改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号加美町心身障害児就学指導審議会条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町心身障害児就学指導審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第8、議案第7号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第7号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する政令が平成31年1月31日に公布されたことに伴い改正するものであります。

主な改正の内容は根拠法令の改正に伴い災害援護資金の貸し付け金利及び保証人要件を緩和する改正を行うもので、年3%とされていた貸し付け金利を、年3%以内で条例で定める率と改正されたため、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸し付け利率と同様に取り扱うものとし、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%とする改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 加美町児童厚生施設条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第9、議案第8号加美町児童厚生施設条例の一部改正についてを議題とします

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第8号加美町児童厚生施設条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、小野田西地区児童遊園について、児童厚生施設としての目的が達成されたことから本条例から削除を行うものです。同施設は児童の心身の健やかな成長を目的として昭和50年4月西小野田小学校の校庭に設置されました。現在まで西小野田小学校の校庭の一部として同校児童が利用しておりますことから、今後は同小学校のもとで学校施設として管理をしていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号加美町児童厚生施設条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町児童厚生施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第10、議案第9号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第9号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、平成30年2月16日に公布されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件について所要の改正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。17番三浦又英君。

- 17番（三浦又英君） 今の説明を聞きますとかなりハードルが高い支援員のようですが、何人くらいの支援員を予定して、どこに配置するのか伺います。

- 議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

- 子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

放課後児童クラブ支援員ですけれども、今現在補助員も合わせて27名、各放課後児童クラブにいらっしゃいます。今回この条例改定については、今まで教員の免許の更新あるないにかかわらずその辺が曖昧でしたので、教員の免許を持っていれば、ここに従事できるということです。それから、中学校卒業でも従事できるということです。それから、今回55年ぶりに厚生労働省で専門職大学という施設を認めたということで、そこを卒業してもできるということです。ただし、研修を6分野・16学科、1教科90分の授業を24時間受けてその支援員になれるということで、現在半分ぐらいの、今従事してる方はこの資格を持ってるということになります。以上です。

- 議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

- 17番（三浦又英君） 27人のうち半分ぐらい資格を有してるということなんですが、その資格を有してない方の研修等については、自己資金なのか、それとも予算化して、それに放課後児童クラブの支援員として充てるのかどうか、その辺お聞きします。

- 議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

- 子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

先ほど27名と言いましたけれども、29名でした。そのうち17名が支援員ということで資格持っております。残り12名なんですけれども、まだ資格取っていませんが、町の仕事という

形で研修を受けに行ってもらっております。

ただ、一度に研修受けられず、加美町では毎年何人という枠がありますので、なかなかみんな一斉に資格を取ることが難しいようです。今回中学校卒業の方もいらっしゃるの見込んで条例を改定しております。以上となります。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） そうしましたら、支援員の資格を要するわけですので、その資格のない人は職務上補助員ということになるかと私は認識していますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

まさしくそのとおりで、資格を持ってる方は支援員、資格を持ってない方は補助員という形になります。40人に2人職員従事しなければならないと規定がありますがけれども、その中で1人でも支援員がいれば児童クラブが成り立つということで今運営しております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 加美町介護保険条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第11、議案第10号加美町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第10号加美町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

す。

本案件は、東日本大震災により被災した被保険者のうち東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域内に住所を有していた方について、利用者負担額の軽減を図るため、加美町介護保険条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、保険料の徴収猶予及び減免の範囲について、町長が特に必要と認める場合を追加し、納付義務者の申請により第1号保険者の減免措置を適用する改正を行うものであります。

なお、町長が特に必要と認める場合の具体的内容につきましては、規則で定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号加美町介護保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 加美町営住宅条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第12、議案第11号加美町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第11号加美町営住宅条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、宮崎町において昭和33年に整備いたしました町営鳥屋ヶ崎住宅について、50年以上経過しており建物の老朽化により劣化が著しいことから平成30年10月に撤去いたしましたので、本条例の別表から削除するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号加美町営住宅条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号加美町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第13、議案第12号消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第12号消費税率の改定に伴う関係条例の整理について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成28年4月に消費税法の一部が改正されたことに伴い、平成31年10月1日から消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることに伴う使用料等の改正を行うものであります。

今回の条例改正では消費税率の引き上げに伴う使用料等について表記する料金等を統一して総額表示に改めるもので、加美町中新田文化会館条例など使用料等を規定している23件の条例が該当いたします。お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 全般的なことなんですが、消費税率、基本的に小数点等は切り捨てが原則なんですが、一部見ますと切り上げもあるんですけれども、単純に消費税のことと考えていいのか、それとももう消費税も含めた、まあ部分的にはその消費税を含めた値上げもある

んですけども、それがどのようなになっているかと、もう一点なんですが、農村婦人の家条例の中で単位がキログラムからマスとか回に変わっているんですけども、この辺の説明をお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

最初の全般的な部分というようなことで説明をしたいと思います。

基本的には、議員おっしゃるとおり端数処理については切り捨てというようなことが基本的な考えになっております。今回100分の10になるというようなことで、ほとんど端数は出ないというようなことが基本的にはあるんですけども、減免したりした場合に、さらにその中で端数が出てくる可能性というようなこともあるというようなことで、こういった端数処理の条文について、そのまま残させていただきました。引き上げの部分等についても、そういった部分についても、前の条例でなっていた分について、そのまま引用したという形になるかと思えます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

農村婦人の家の申し込みする単位でございますが、今はこうじであれば15キロを基礎単位、みそであれば13キロを1単位にしていますが、これがこうじであれば15キロで1斗なんですね。みそは13キロで1斗なんです。で、使ってる方々がどうしても申し込みするときに1斗、2斗って形で申し込みを私ども受けますので、それに合わせて単位を変えさせていただいたということでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） まず、総務課長のほうなんですけど、21ページ、具体的にいくと21ページの設備器具使用料の照明器具1キロワット170円になってるんですけど、単純に計算すると165円なんですけれども、ほかのところは切り捨てになってたり、こうやって部分的に切り上げになっているところもあります。

それと、農林課長のほうのは私が調べた限りだと、これはまあいろいろあるんでしょうけれども、こうじづくりの1斗は9キロから12キロで大体1斗になってみたいなんで、そうするとその15キロとの関係、それとみそづくりも調べると1斗22キロということで13キログラムと随分違うなと思ったので、この辺の解釈、あとは豆腐づくりももともと5.2キロが1回となっているんで、1回ということは少なくとも多くても1回は1回という判断なのか、その辺

わかる範囲でいいんですが、お願いできればと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

議案書の21ページのバッハホールの、小野田文化会館の使用料の中で照明器具の1キロワット当たり170円、ご指摘のとおり1.1倍しますと165円ということですが、の範囲内で教育委員会が定める額ということにさせていただいております。そういう意味で5円とかということではなくて、これもちょっと切り上げをさせていただいて、その中で教育委員会で定める額というふうにさせていただいたということですので、ご了承いただければというふうに思います。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

その1斗のキロ数につきましては、議員さん言うのが正解かもしれませんが、今までの慣例でこうじであれば1斗は15キロというふうな形でやってきましたんで、それに合わせたというふうな形でございます。あと、豆腐につきましては、その容器の容量上1回当たりにつくれるキロ数が5.2キロということで1回当たりというふうな形で表示をさせていただきました。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 生涯学習課長に確認しますが、これはあくまでも消費税法の関係ではなく、この値段の範囲と思ってよろしいんですね。消費税法の関係だと、切り上げるとなるとまたいろいろ問題が出るかなと思ってお伺いしたんですが。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

消費税を含んだ金額で165円というふうに計算すればなるわけですが、その範囲内ということでしたので170円というふうに切り上げをさせていただいて、消費税も含んだ金額ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号消費税率の改定に伴う関係条例の整理についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号消費税率の改定に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 加美町公民館条例等の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第14、議案第13号加美町公民館条例等の一部改正についてを議題といたします

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第13号加美町公民館条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件も前議案同様消費税率の引き上げに伴う使用料等の改正のほか、基本使用料及び追加使用料の是正を行うものであります。

主な改正の内容は、6つの地区館を含む9つの公民館と中新田図書館、ふるさと陶芸館の3つの条例の改正を行うものであります。お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 5番です。議案第13号のそのページに書いてあるのでしっかり答弁ができると思うんですけども、中新田公民館ホールの使用料につきまして、ほかのものとの上がり幅が随分異なるように感じます。現行に消費税をプラスしても3,240円、そこから4,400円と夜間料金が一気に上がっています。これについての考え方について、どのように考えたらいいか。また、この上がり幅について、現在利用されている方々どれぐらいいて、その方々はこの内容といたしますか、状況をわかってらっしゃるのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

中新田公民館のホールの基本使用料の関係のご質問でございました。参考資料で議案等に関する資料ということで、そちらの53ページをお開きいただければというふうに思います。こちらは新旧対照表ということで、ホールの現行の部分でお話を、まずさせていただきたいと

思います。ホールに関しましては、昼間も夜間も同じく3,000円ということで現在なっております。ただ、他の研修室、会議室等に関しましては1.3倍から1.5倍ということで夜間高くなっております。これは他の公民館でも同じくそういうふうになってございます。

今回、消費税の関係で料金をプラスを包含で計上するという中で館長さん方にお集まりをいただいて、どのような形でやっていったらいいか。あと、現在このことでちょっと気になってる点はないのかということでいろいろお聞きをする場を設けました。それも二、三度ちょっと会合させていただいたんですが、その中でやはり夜間ということで、全てが上がってということ、中新田公民館のホールに関しましても、それをすべきではないかということで、今回あわせて是正をさせていただくということで上げさせていただきました。一応1.3倍ほどになっております。簡単に言えば3,000円が4,000円、それに10%ずつの消費税ということで3,300円と4,400円という形になってございますので、ご理解いただければというふうに思います。

あと、利用の状況でございますが、中新田公民館全部で年間、人数では2万、平成29年ですと2万6,000人強使われております。あとは、利用の回数と件数としましては2,070件ほどということでございます。その2,070件のほとんどが減免ということでございます。使用料をお支払いになってる、いろいろこれは減免の制度がありまして、それ以外の方々ということになるわけですが、三十数件ぐらいが使用料をお支払いをいただいている方々でございます。

それで、そのホールの料金が上る部分に関して、その方々に確認ということはしてはございません。ほとんど影響がないということでやっていないということでございます。ご了承いただければというふうに思います。以上でございます。（発言者あり）

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 今事前の説明ということで、それはやっていないということでお話をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 今、生涯学習課長からほとんど減免の社会教育団体とか社会体育団体が多分使ってると思うんですけども、これからまちづくりを進めていく人員というのは大げさかもしれないですけども、組織運営していく中で幾ら減免してもらってるかというのを感覚的にわからない団体っていっぱいあると思うんです。ただ、NPO法人的な法人格持ってる場所は、やはり減免のやつを施設利用受益額とかっていうようなことでちゃんと総会資料に提示してるわけですね。そうすると町の施設を使わせていただいて、どのぐらい自

分たちが施設利用料で町にお世話になってるかというようなことで、それはそれで費用として損失額というようなことで出したって、行って来いなんですけれども、そういう活動の認識、また町の施設の恩恵を受けてるというようなことも含めて、そういう決算の手法というのを啓蒙していく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺についての考え方はいかがか、お伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 決算の関係、団体の決算の関係ということでございます。確かに今のご指摘があったとおり、その分は減免になったことによって費用のほうはかからず、まあ収入というふうに見るかは、それは決算の中での話だと思いますが、その部分もかかっている分がかからなかったというのは、やはり会の中で周知をしていただくことは非常に大切なことだろうというふうに思っております。

それで、今度料金改定、これ10月の1日からということでございます。各団体の方々には公民館の施設を通じて改正になりますというお話は、まあ料金が変わるわけですから、これはまだやってはございませんが、その段階でさせていただくことになるというふうに思っております。今後もなお一層多くの方にご利用いただく、これは公民館だけではございませんが、多くの方にご利用いただくという部分を情報を流しながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号加美町公民館条例等の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町公民館条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 加美町薬菜農産研修施設条例及び加美町農林産物直売施設条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第15、議案第14号加美町薬菜農産研修施設条例及び加美町農林産

物直売施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第14号加美町薬菜農産研修施設条例及び加美町農林産物直売施設条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、山村ふれあい公園西側にある温室ハウスや畜産加工施設について、農業者団体の利用がほとんどであることから利用状況に合わせて使用料を見直すものであります。また、農林産物直売施設条例の改正につきましては、指定管理者である農事組合法人やくらい土産センターさんちゃん会の意向により直接販売品の使用料を15%から20%に見直すものであります。お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

- 7番（木村哲夫君） 薬菜農産研修施設のほうなんですが、ちょっと認識不足なのかわかりませんが、対照表見ますともともとは温室ハウスというのは使用料というのは取ってなかったんでしょうか。それを今度新たにとるといふふうに解釈してよろしいんですか。

- 議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

- 農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

今まで条例上載っておりませんが、使用料はいただいております。今回数字的な形で載っけさせていただいたと。

この26万円というのは300坪のハウス3棟あるんですが、その残存価格が約750万円、1棟当たり250万円、町の貸し出しの貸し出し率10.5%を掛けた額が1棟当たり26万円。そのほかに設備点検を加えたというのは消防設備点検と電気設備点検、毎年かかりますので、それが1棟当たり約4万円弱で、26万円と4万円弱を加えた額を一応使用料として明示をさせていただきました。

- 議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号加美町薬菜農産研修施設条例及び加美町農林産物直売施設条例の一部

改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町菓菜農産研修施設条例及び加美町農林産物直売施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正について

- 議長（早坂伊佐雄君） 日程第16、議案第15号加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第15号加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、町民の保養及び健康増進並びに観光施設として交流人口増加に資する加美町農山村多面的機能活用施設を含む関連施設の条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、現在の各施設の運営は開設当時の条例をもとに行っていますが、現在の設定料金や利用実績の動向から、より実態に即したサービスの向上と効率的な管理の最適化を推進することを目的に利用期間、営業時間、利用料金などの見直しを行うものであります。お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番工藤清悦君。

- 11番（工藤清悦君） まず知らないことから教えていただきたいんですけども、新旧対照表の63ページの交流体験学習等宿泊というようなことでオートキャンプ場を想定するんですけども、それはそれでいいのかなと、その認識でいいのかなとこの確認が1つと、これは平日と休日に分けた背景についてお伺いをしたいと思います。

- 議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

- 商工観光課長兼ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

今回この提案させていただいたいろいろな案件の中で、ただいま新旧対照表、左側のほうに

赤くなっておりまして右側にはない欄、結構ございます。この辺は実際には運用で既に対応しているというような実態が結構ございまして、そういったものについて今回初めて詳細に加美町振興公社のほうから出していただいで改定といたしますか、初めて記載させていただいたという事例がございまして、今回の議員ご指摘の部分もそういった部分でございます。

(発言者あり)

○議長(早坂伊佐雄君) 商工観光課長。

○商工観光課長兼ひと・しごと支援室長(岩崎行輝君) 商工観光課長でございます。

すみません。一つ抜けておりましたが、駒庄でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(早坂伊佐雄君) そのほか質疑はございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 加美町寒風沢地区地域振興基金条例の廃止について

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第17、議案第16号加美町寒風沢地区地域振興基金条例の廃止についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第16号加美町寒風沢地区地域振興基金条例の廃止について、ご説明申し上げます。

本条例は、鳴瀬川総合開発事業田川ダムの建設中止に伴い建設予定地であった寒風沢地区の地域振興に係る事業を推進することを目的とし、平成26年度に国土交通省東北地方整備局並びに宮城県と加美町、そして寒風沢地区民で構成した田川ダム関連寒風沢地区地域振興検討会において策定した田川ダム関連寒風沢地区地域振興計画の推進を図るため国土交通省から交付された行政需要費を平成27年3月16日、条例第2号により基金として設立し、事業に取

り組んでまいりました。

基金の活用にあたっては、平成27年度に町道旭寒風沢線改良工事のための基本設計策定に活用を行い、また平成30年度に寒風沢地区の地域振興と生活再建を図ることを目的とした寒風沢地区地域振興交付金事業を実施することで地域活性化の推進を図っております。これらの事業への活用により寒風沢地区地域振興の推進のために制定された本条例につきましては、当初の目的を達成いたしましたので、本条例を廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号加美町寒風沢地区地域振興基金条例の廃止についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号加美町寒風沢地区地域振興基金条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 新町建設計画の変更について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第18、議案第17号新町建設計画の変更についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第17号新町建設計画の変更について、ご説明申し上げます。

新町建設計画は市町村の合併の特例に関する法律の規定により中新田町、小野田町、宮崎町合併協議会が平成14年12月に策定し、新町の建設の基本方針や根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項及び財政計画を定めたもので、当初平成15年度から平成24年度までの10年間を計画期間としておりましたが、その後、平成23年度、平成25年度と合わせて2回計画期間の変更を行っており、現在の計画期間は平成15年度から平成30年度までの16年間となっています。

今回の変更内容につきましては、合併で誕生した市町村に認めている合併特例債の発行期限

を延長する改正特例法が平成30年4月18日の参議院本会議で可決・成立したことにより、平成18年3月末までに合併した市町村は合併から20年の計画期間とすることが認められています。

さらに、東日本大震災の被災地においては合併から25年の計画期間とすることが認められており、今年度、平成30年度新町建設計画の期限が切れる本町においては今年度中に計画の延長手続を行うものであります。

変更内容については、新町建設計画の基本的な方針や根本的な理念を継承しつつ、町の総合計画に合わせて文言や施策体系等を修正しております。また、計画期間を延長したことに伴い、新たに追加した概算事業費の計上及び財政計画の修正などを行っております。

本計画の変更に当たりましては、市町村の合併に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有することとされる第5条第7項及び第8項の規定により宮城県との協議を経て議会の議決を得る必要があることから加美町新町建設計画の変更について、今回議会に提案を申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） せっかく全員協議会のときに計画を出していただきありがとうございましたので質問しますけれども、現計画と平成31年3月改正っていうことで2つもらったんですけれども、最初に現計画のほうで、これ1ページ見てもいいんですけれども、線引いてる分がなくなった分と解釈してよろしいんですよね。

それでお聞きしたいのは、この線を引いた中にゼロということは、多分工事もなにもしてなかったんで、これからは新町建設計画からはおろした路線ということでよろしいんですか。こっちに入っていないんですけれども、新には。かなりの路線あるんですけれども、そこちょっと説明をお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課課長補佐。

○企画財政課課長補佐（佐々木 実君） 企画財政課課長補佐、お答えします。

平成25年、現計画のものを赤い線で削除したもの、前回木村議員さんのほうからも新旧対照表でわかるようにということで、資料が多くなるものですから、今現在の計画と新しい計画の2つを出させていただいた経緯でございます。赤く、今道路のお話ございまして削ったのはというところでございますけれども、過疎債、辺地債というところで対象になるものにつ

いて、今回新しい計画のほうには合併特例債というところで充当、充てなくてもできるものについては、そういったもので整理をさせていただいたという経緯でございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） そうしますと、この外れて、ゼロってなっている分は合併特例債の関係でおろして、外して、あと辺地過疎の計画には入れて、これから実施というような、まあ全部できるとは思わないんですが、そういう計画には入ってるということの了解でいいんですね。（「はい」の声あり）はい、わかりました。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 何かここで、この中にこぼれたところはないですか。ということは、三ヶ内小台線、これは10年以上前からやりますとってたんですよ。この改正で入ったと思ったのに。だからできないことは検討しますでいいから、やりますと言ったんで我々は集落に入ってどう説明したらいいか、こいなのが一番困るんだ。忘れたの。しないの。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課課長補佐。

○企画財政課課長補佐（佐々木 実君） 企画財政課課長補佐です。

三ヶ内小台線という路線名の整備につきましては、辺地債という別な起債のほうで充てるようにして、事業自体がなくなるということではございませんので、そのところは合併特例債じゃないからできないというご理解じゃなくて、別な事業で充てられるということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第17号新町建設計画の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号新町建設計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 町道路線の認定について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第19、議案第18号町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第18号町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

本条例は、広原地区菜切谷字原地内に整備された住宅地内の1路線で、延長180メートルの町道認定につきまして道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。これによりまして、町道の路線数は951路線、総延長は74万1,538メートルとなるものでございます。お手元に議案資料として位置図を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 字の区域を新たに画することについて

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第20、議案第19号字の区域を新たに画することについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第19号字の区域を新たに画することについて、ご説明申し上げます。

本案件は、県営圃場整備事業多田川左岸地区が完了したことに伴い、事業区域内において字の区域を新たに画するものであります。多田川左岸地区は受益面積171ヘクタール、また全体事業費21億4,600万円の事業概要により平成11年の事業採択を受け、平成31年度で整備が完了する予定であります。

今回の案件は、当事業によって未整備の区画から50アールから100アール程度の大区画に整備されたことに伴い、同区域の字の区域を新たに画することによって合理的な換地処分を実

施することにより事業の早期完了を目的とするものであります。

なお、多田川左岸地区の新旧対照表や字界図などの資料をあらかじめお手元に配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号字の区域を新たに画することについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号字の区域を新たに画することについては、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第21、議案第20号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第20号大崎地域広域行政事務組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案件は、大崎市消防本部の新庁舎が完成したことに伴い、大崎地域広域行政事務組合規約に規定する組合の事務所の位置を変更するものであります。

また、平成28年度に消防本部庁舎整備に係る用地費の経費負担について規約変更を行いました。新庁舎の完成により目的が達成されましたので、同規約に規定する関係市・町の負担金のうち消防本部庁舎整備に係る用地費に関する規定を削除するものです。一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条第2項の規定によりそれぞれ関係地方自治体の協議によりこれを定めることとされ、それらの協議については議会の議決を経ることとされていることから議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号大崎地域広域行政事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（早坂伊佐雄君） 暫時休憩いたします。

午後3時26分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第22 議案第21号 平成30年度加美町一般会計補正予算（第7号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第22、議案第21号平成30年度加美町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第21号平成30年度加美町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1億4,668万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ140億4,538万5,000円とする補正予算と、集落基盤整備事業など10件の繰越明許費の設定のほか、債務負担行為の追加15件及び地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、町税として個人町民税2,000万円増、固定資産税4,000万円増、国庫支出金として活力創出基盤整備交付金4,646万8,000円減、県支出金として農山漁村地域整備交付金1,709万円減、繰入金として財政調整基金繰入金7,000万円減、諸収入として宮城県後期高齢者医療広域連合負担金1,398万2,000円増、町債として集落基盤整備事業債1,980万円減、町道整備事業債1,500万円減などであります。

歳出については、総務費では情報システム改修委託料1,018万8,000円減、民生費では国民健康保険事業特別会計繰出金1,247万5,000円増、障害児通所施設給付費1,810万円減、地域型保育給付費1,024万6,000円増、衛生費では救急医療センター運営費1,222万5,000円増、農林水産業費では集落基盤農道等整備工事請負費1,510万円減、土木費では町道新設改良工事請負費4,597万6,000円減などのほか、職員人件費の組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 26ページの扶助費、民生費の扶助費、子ども医療費が減になっているのと児童手当費が減になっている、この項目について説明をしていただければと思います。

それから、もう一点なんですが、同じく衛生費の上の健診委託料が同じく減になっておりますし、予防接種委託料も予定よりも減になっております。この予防接種というのはどういった予防接種だったのか。それから、健診委託料についても減になった理由、内容等についてお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子ども医療費と児童手当の減でございますが、これは対象人数等の減少により平成31年見込み額の減少によるものでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

予防費でございます。委託料でございます。こちらにつきましては、いずれも額の確定に伴う現計予算額との差額の調整といたしますか、減額ということになります。主に減額になりましたのは受けた方の人数が減ったことによるということでございます。

予防接種の種類につきましては、いろいろありまして、ヒブ感染症ですとか小児肺炎球菌感染症あるいはB型肝炎、あと4種混合、その他2種混合ですとか麻疹、風疹、日本脳炎という数々の予防接種がございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 健診委託料っていうのは予定した特定健診の対象者がたまたま少なかったというか、予定した数に満たなかったという意味なんですか。どういった健診だったのかわかれば。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

当初予算を見込んだ時点よりも実際受けた方が少なくなったというような、そういうことでございます。当初予算見込む時点では、ある程度健診率の向上を目指しておりますので、ある程度多目に見込んでいたというようなことで、今回精算によってこのぐらい下がったということになります。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。13番伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 16ページの16款財産収入というところでちょっと1点お伺いします。

分収割合、分収率の分収割合の、これは収入としては見てないんですか。9対1とか8対2というのはありますけれども。

○議長（早坂伊佐雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（猪股 繁君） 森林整備対策室長、お答えします。

分収林の受託金につきましては、立木等の売り上げの中に入っております。分収金につきましては、170万円ほど入っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） まず、32ページの商工観光費の観光まちづくり協会費ですね、負担金補助及び交付金の200万円減の内容と、36ページ教育総務費、スクールソーシャルワーカーの謝礼と心のケアハウス事業謝礼が減額になっております。教育委員会に行きますと心のケアハウス、子どもたちも見かけていろいろとやってるなという思いがあるんですが、予定より減額した理由。あと、スクールソーシャルワーカーですが、かなり不登校いまして、その辺の対応について。

あと、もう一点、委託料の学校給食調理業務委託料が170万5,000円減額になっております。この状況についてお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長兼ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

32ページの観光費の補助金、まちづくり協会200万円の減でございますが、これにつきましては人件費ということで当初見込んでいた事務局長分ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

まず、予算書36ページの報償費90万円の減でございます。この中でスクールソーシャルワーカーの謝礼40万円減ということでございますが、スクールソーシャルワーカーの活動日数が当初予定していた日数よりも少なくなるということの見込みで40万円を減額してございます。

それから、心のケアハウス事業の謝礼でございますが、当初スーパーバイザー、コーディネーター等の3名に加えまして学習支援等の要員の部分の報償費も計上しておりましたが、人材がその部分が確保できなかったということで50万円減額してございます。

失礼いたしました。それから、スクールソーシャルワーカーの活動でございますが、基本的には1名は中新田中学校に常駐、もう1名は中新田小学校に常駐しながら、ほかの学校も巡回しているという活動の内容でございます。

次に、13節の委託料でございます。学校給食調理業務委託料でございますが、当初予算におきましてはプロポーザルで業者を選定したわけでございますが、業者側からの見積もり提案の金額でもって予算計上しておりましたが、契約に当たりまして協議した結果、減額でもって契約することができましたので、その部分の170万5,000円を今回減額補正するというものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 教育総務課長に伺います。まずスクールソーシャルワーカー配置はわかりました。この辺の実績といいますか効果、それと心のケアハウスについても同じく。

あと、学校調理のほうは問題なく進んだのかどうか、その辺お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 役割分担が決まったようですので、教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、1名は中学校に常駐しております。その中で先生方の相談に乗ったりとか、あるいはそれから子どもたちと面談をしたりとか、そういう形で活動しております。

それから、もう1名は各学校を巡回しまして、それぞれ保護者あるいは学校から要望があったところで時間をつくって面談をしたり、あるいは先生方と情報交換したり、あと指導について相談に乗る、あと場合によってはケース会議に参加していろんな指導・助言を行っております。

それから、心のケアハウスにつきましては、宮崎の支所の2階に設けておりますけれども、現在7名の中学生が通っております。その中で家庭で送れる、送迎ができる部分については

送ってもらってますけれども、仕事の関係で送迎ができないということにつきましては支援員が車で送迎を行っている。特にケアハウスにつきましては、学習支援を中心に行ってるわけですが、あと学習のみならず校外に出かけていろんな活動もあわせて行っております。子どもたちは非常にいい表情で通っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

給食業務の民間委託でございますが、昨年の4月から委託を開始をしているわけですが、委託をして半年ぐらい過ぎた段階で直営から民間のほうに移った調理員に対してアンケート調査等も実施しております。働きやすさとか協力体制なり、あるいは調理の指示がどうであるかといった設問に対しまして、おおむね良好の回答が得られてございます。それから、調理そのものについては、以前からも申し上げておりますとおり基本的には調理自体は今まで直営で働いていた調理員がそのまま民間に移って調理をしているということで、特段問題はなく調理や給食は提供できているというふうを考えてございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 3点ほどお伺いします。17ページの雑入で3点ほどお伺いします。

危機管理室雑入で8万8,000円の増、それから音楽技能修得施設雑入で38万4,000円減、中新田文化会館事業収入173万3,000円の減、この3点について内容をお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長補佐。

○危機管理室長補佐（塩田雅史君） 危機管理室長補佐、お答えいたします。

危機管理室の雑入でございますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う損害賠償金でございます。内訳といたしまして、コゴミ表示票作成支援（平成28年度分）とコゴミ表示票作成支援（平成29年度分）と露地栽培原木シイタケ表示票作成支援（平成29年度分）の内訳となっております。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課課長補佐。

○企画財政課長補佐（佐々木 実君） 雑入の音楽技能修得施設の38万4,000円の減額の内訳でございますけれども、光熱水費でガス、水道、電気代、そういったものを国立音楽院のほうから負担をいただいておりますけれども、そちらの実績見込みによります減となっております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

中新田文化会館の事業収入173万3,000円の減についてでございますが、一応平成30年度中新田文化会館のほうでは自主事業の公演を9回行うことにしてございました。8回は実施をいたしました。3月に行う予定でございましたピアノリサイタル、ちょっと日程の調整がつかずできなかったということで、その分事業収入、見込んでいた分が減になった分がございます。あと、各公演で事業収入を、入場料の収入を見てるわけですが、その部分で若干予定よりも少なかったということがございます。合わせまして事業の部分ができなかったということで歳出のほうで公演の委託料のほうも減額をさせていただいておりますので、ご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号平成30年度加美町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号平成30年度加美町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第22号 平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第23、議案第22号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第22号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ5,911万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億2,624万4,000円とする補正予算を行うものであります。

歳入については、県支出金として一般被保険者療養給付費5,073万円増、繰入金として保険基盤安定繰入金1,246万5,000円増などであります。

歳出については、保険給付費として一般被保険者療養給付費5,126万円増などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第23号 平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第24、議案第23号平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第23号平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ2,131万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億5,823万3,000円とする補正予算であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料として特別徴収保険料1,145万7,000円減、繰入金として保険基盤安定繰入金498万1,000円減などであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金1,844万7,000円減などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第24号 平成30年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第25、議案第24号平成30年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第24号平成30年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ3,464万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ31億3,186万3,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、介護保険料として第1号被保険者保険料（現年分）1,660万7,000円増、国庫支出金として介護給付費負担金1,305万7,000円増、支払基金交付金として介護給付費交付金3,150万1,000円減、繰入金として介護給付費繰入金1,032万6,000円減などがあります。

歳出の主なものについては、保険給付費として居宅介護サービス等給付費7,634万5,000円減、基金積立金として介護給付費準備基金3,914万9,000円増などのほか人件費の組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号平成30年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号平成30年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第25号 平成30年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算
（第2号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第26、議案第25号平成30年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第25号平成30年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ37万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,091万9,000円とする補正予算であります。

歳入については、サービス収入として居宅介護サービス計画費収入を37万6,000円減額するものであります。

歳出については、サービス事業費として居宅介護予防サービス計画作成業務委託料23万1,000円減額するほか予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号平成30年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の採

決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号平成30年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第26号 平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算
（第3号）

- 議長（早坂伊佐雄君） 日程第27、議案第26号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第26号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の615万3,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。内容は、総務費において介護認定審査会委員報酬を減額するほか、人件費を増額し、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第27号 平成30年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2

号)

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第28、議案第27号平成30年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第27号平成30年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出それぞれ383万9,000円とする補正予算であります。

歳入において霊園使用料48万円を増額し、歳出において予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号平成30年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号平成30年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第28号 平成30年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第29、議案第28号平成30年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第28号平成30年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ2,026万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ12億

8,148万6,000円とする補正予算と繰越明許費の設定のほか、地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として汚水処理施設整備交付金1,275万7,000円減、町債として公共下水道整備事業債970万円減などであります。

歳出の主なものについては、下水道建設費において汚泥処理施設増設工事委託料2,100万円減、下水道整備工事請負費800万円減などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。17番三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 89ページの委託料、汚泥処理施設増設工事委託料2,100万円ですね、この内容についてお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大場利之君） 上下水道課長、お答えします。

こちら中新田浄化センターにあります汚泥を処理して脱水する汚泥脱水棟の増設工事です。こちら第4期の汚水処理機が完成しまして、そちらの増加分に対応するために建設、増設工事したものです。こちら、当初予算につきましてこちらのほう、下水道事業団のほうに工事委託してたものですが、請け差によりこの金額が減、2,100万円減となったものです。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 汚泥処理ということで、その量的なものも関係して工事が減になったのか。といいますのは、町長がいつも言ってるバイオマスの関係で汚泥、もうバイオマス入れると、その中、6,000万円という、合わせて6,000万円ね、そういうふうないつも答弁してますんで、その辺の関連も含めてお願いをします。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大場利之君） 上下水道課長、お答えします。

汚泥量とは関係ありませんので、下水道事業団のほうで納入する機械についての入札を行ったところの請け差による減であります。それで汚泥の量については、前年度とほぼ同等になっておりましたが、同等というか、すみません。汚泥量につきまして、今回の補正予算でも挙げておりますように運搬費のほうで減にさせていただいております。こちらについては、昨年度の予算特別委員会のほうで説明もしておりましたが、大口の流入業者のほうで接続を

外したことによる減と、あと第4期が平成30年度から運用しておりますが、こちらで汚泥の処理の効率がよくなったのもあったのかと思いますが、出てくる汚泥量のほうが少なくなったものが影響したものと思われまます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） そんな関係で三浦課長にお聞きしたいんですけども、バイオマス事業も計画ということで汚泥の関係を処理に要するんだということでもいつも説明してますよね。ですから、私は関連するんですけど、そういう工事をやったものでどんどん今進んでると、一方ではバイオマス関係でぜひ必要な汚泥の処理だということ、その辺についてのちょっとまた考え的に計画ございましたら、計画って考えだな、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（三浦勝浩君） 協働のまちづくり推進課長です。

これまでの計画におきましては、バイオガス事業に汚泥を取り入れることは技術的に難しいという、そういう話が、そういうことがありまして前回の計画では脱水汚泥、それは活用しないという方向で事業が進んでおりました。その後、石川県等の事例を見ますとそういった汚泥も活用できると、そういった技術も確立されているということでしたので、そういった事例を参考にして現在は考えているということです。

それでその汚泥につきましては、濃縮汚泥と脱水汚泥という2つの形態があるようでして、中新田で出てくるのが脱水汚泥、それをトラックで1カ所に運び込んで、それも脱水汚泥として、脱水汚泥をバイオマス燃料として活用していくと。

一方、濃縮汚泥につきましては、新しく施設を検討する場合はそういった下水の処理場、そちらのほうに検討していくということになりますが、その濃縮汚泥もバイオガスの原材料として使っていくという、そういった考え方になります。そういった濃縮汚泥と脱水汚泥両方を使っていくということです。

中新田の浄化センターにつきましては、補助事業を使って濃縮汚泥から脱水汚泥に変えてから、変えるということですので、補助の関係上やっぱり脱水してからでないとは処分はできないということがありますので、そういった脱水したのもも処理をするという、そういう想定で現在は検討を進めているという状況です。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号平成30年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号平成30年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第29号 平成30年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第30、議案第29号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第29号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1,881万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億123万5,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。

歳入については、町債として浄化槽整備推進事業債1,740万円減などであります。

歳出については、浄化槽設置工事請負費を1,703万円減額するほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第30号 平成30年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第31、議案第30号平成30年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第30号平成30年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的収入及び支出において、それぞれ200万円を増額とする補正予算であります。

収入については、手数料で6万円、水道加入料で194万円を増額するものであります。支出については、消費税で200万円を増額するほか予備費を減額するものであります。

また、資本的支出については、設備更新工事請負費で5,127万円を減額するほか、配水管布設等工事で400万円を増額し、支出総額を1億3,771万円とするものであります。

今回の補正により、過年度分損益勘定留保資金による不足財源補填額を4,727万円減額し、9,499万7,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第30号平成30年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号平成30年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第31号 平成31年度加美町一般会計予算

- 日程第33 議案第32号 平成31年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第33号 平成31年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第34号 平成31年度加美町介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第35号 平成31年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第37 議案第36号 平成31年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 日程第38 議案第37号 平成31年度加美町霊園事業特別会計予算
- 日程第39 議案第38号 平成31年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 日程第40 議案第39号 平成31年度加美町下水道事業特別会計予算
- 日程第41 議案第40号 平成31年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第42 議案第41号 平成31年度加美町水道事業会計予算

○議長（早坂伊佐雄君） お諮りいたします。日程第32、議案第31号平成31年度加美町一般会計予算、日程第33、議案第32号平成31年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第34、議案第33号平成31年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第35、議案第34号平成31年度加美町介護保険特別会計予算、日程第36、議案第35号平成31年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第37、議案第36号平成31年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第38、議案第37号平成31年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第39、議案第38号平成31年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第40、議案第39号平成31年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第41、議案第40号平成31年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第42、議案第41号平成31年度加美町水道事業会計予算、以上11件はいずれも平成31年度予算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第32、議案第31号平成31年度加美町一般会計予算から日程第42、議案第41号平成31年度加美町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

本件について、案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 平成31年度各種会計予算の総額等について、説明を申し上げます。

議案第31号平成31年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ132億円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第32号平成31年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ26億1,000

万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第33号平成31年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ2億6,500万円と定めるものであります。

議案第34号平成31年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ31億1,500万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第35号平成31年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1,140万円と定めるものであります。

議案第36号平成31年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ610万円と定めるものであります。

議案第37号平成31年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ330万円と定めるものであります。

議案第38号平成31年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ270万円と定めるものであります。

議案第39号平成31年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ11億5,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第40号平成31年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1億1,970万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第41号平成31年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については、収入支出をそれぞれ5億4,020万円とし、資本的収入及び支出については、収入276万2,000円、支出1億5,280万円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,003万8,000円は過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填するものであります。

なお、各会計の詳細については、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 続いて、担当課長の説明を求めます。企画財政課課長補佐。

○企画財政課長補佐（佐々木 実君） 企画財政課長補佐です。

予算書の1ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第31号

平成31年度加美町一般会計予算

平成31年度加美町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

193ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第32号

平成31度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億1,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） それでは、219ページをお開きいただきたいと思います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第33号

平成31年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

229ページをお開きいただきたいと思います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第34号

平成31年度加美町介護保険特別会計予算

平成31年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億1,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によ

る。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（千葉桂子君） 地域包括支援センター所長です。

253ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第35号

平成31年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成31年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,140万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

267ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第36号

平成31年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成31年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ610万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町民課長。

○町民課長（荒木澄子君） 町民課長でございます。

予算書ページ273ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第37号

平成31年度加美町霊園事業特別会計予算

平成31年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ330万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長兼ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

予算書279ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第38号

平成31年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成31年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

す。

上下水道課長。

○上下水道課長（大場利之君） 上下水道課長です。

285ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第39号

平成31年度加美町下水道事業特別会計予算

平成31年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

平成31年3月5日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

続きまして、313ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第40号

平成31年度加美町浄化槽事業特別会計予算

平成31年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,970万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成31年3月5日提出、加美町長 猪股洋文。

続きまして、337ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第41号

平成31年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数8,600戸、第2号 給水量2,105万4,000m³、第3号 一日平均給水量5,901m³。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益5億4,020万円。支出、第1款水道事業費用5億4,020万円。

338ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,003万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,003万8,000円、減債積立金1,000万円及び建設改良積立金1,000万円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入276万2,000円。支出、第1款資本的支出1億5,280万円。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 同一款内での各項間の流用1,000万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費404万2,000円、第2号 交際費5万円。

平成31年3月5日提出、加美町長 猪股洋文。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号から議案第41号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成31年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する平成31年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は平成31年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は平成31年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。

加美町議会委員会条例第9条の規定によりまして、平成31年度予算審査特別委員会を本日午後5時10分に本議場に招集いたします。ご参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

午後4時53分 散会

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月7日

加美町議会議長 早坂伊佐雄

署名議員 三浦又英

署名議員 味上庄一郎